

日本現存朝鮮燕行録解題

夫馬 進

一

朝鮮王朝時代に朝鮮の首都ソウルを出発し、明清中国の首都であつた北京までの間を往復した者が書き残した旅行記は、一般に燕行録の名をもって知られている。中国では明朝が統治していた時代、そのなかでも朝鮮が丙子胡乱によつて清朝の支配を受ける以前の時代にあつては、これら旅行記は一般的に朝天録あるいは朝天日記などの名をもって呼ばれていた。しかし、朝天録や朝天日記なども含めて、これら一類の旅行記を全て「燕行録」と称することが定着しているかに見える。少なくとも韓国と日本の学界においてはそうである。

燕行録あるいは朝天録などと称される旅行記の史料的价值は、学界の一部ではつとに知られるところであつた。資料集としては、すでに『燕行録選集』（上下二冊）、『国訳燕行録選集』（十二冊）、『朝天録』（四冊）が早くから刊行されており、韓国史を研究する者のみならず中国史を研究する者に対しても大きく貢献するところがあつた。しかし、『燕行録全集』（百

冊)と『燕行録全集日本所蔵編』(三冊)がともに二〇〇一年に刊行されるに及んで、燕行録そのものの研究、及び北京へ行った朝鮮使節の研究は、全く新しい一段階を迎えたといつてよい。

さて、これら一類の旅行記が、燕行録という名で学界ですでに定着しているかに見えること、すでに述べたとおりであるが、このソウル―北京間を往復した使節を何と呼ぶべきかは、歴史研究者の間でいまだ定着したものがないようである。⁽¹⁾この点、同じ時代にソウルから日本の江戸に派遣された使節が、日本側から呼べば「朝鮮通信使」、韓国側から呼べば「日本通信使」、さらに汎称として「通信使」の名をもつて定着しているのとは、大きな隔たりがある。実は朝鮮王朝期の実際の資料においても、「通信使」の語は頻繁に用いられていたのであって、この点、学術用語として「朝鮮通信使」「日本通信使」あるいは「通信使」の語を用いることは、極めて適切なことと言いうる。では、この「通信使」に対応するものとして、北京へ向かった朝鮮使節を何と呼ぶのが適当なのであるか。

まず考えられるのは「赴京使」である。なぜなら、たとえば十八世紀前半に編纂され、その後、何度も統纂・重刊された朝鮮外交史料『通文館志』のうち、その十二巻本の巻三、事大では、「赴京使行」と題する詳細な記事がある。これは、对中国外交の使節について記したものであるが、これに対する対日本外交の使節を記した同書巻六、交隣では、「通信使行」と題しているからである。ここで「通信使」に対応するものは、「赴京使」にほかならない。「赴京使」なら中国で明清交代があったにもかかわらず、全時代を通じて使いうる用語である。しかも、『朝鮮王朝実録』などでも最も多くは「赴京使臣」という表現にてではあるが、実際に使われている。「赴京使」あるいは「朝鮮赴京使」が当時の用語を用いたものとして最もふさわしいかに見える。また「赴京使」とよく似た用語に「朝天使」「事大使」がある。もつとも「赴京使」「事大使」「朝天使」は北京へ向かった朝鮮使節の総称であり、実際には冬至に使用する冬至使、正月元旦の儀式のために使用する正朝使、皇帝の誕生祝いのために使用する聖節使、朝鮮側が何か感謝の意を表す時に使いする謝恩使など、その燕行使節の目的をもつ

て呼ばれるのが、最も一般的であった。しかし、「冬至使」「正朝使」などと使行の目的をもって呼ぶのでは、総称にならない。かと言って、現代に生きる我々が、彼ら朝鮮使節を「赴京使」「事大使」「朝天使」などと総称するならば、さらに不適切であろう。確かにこれらの用語は、当時あった中国と朝鮮の外交関係を的確に示すものであつて、使節の実体をリアルに表すものとして正しい。しかし「赴京」「事大」「朝天」とも、あまりにかつての価値を表す言葉であるがゆえに、我々が学術用語としてこれらを用いることは、かえつて今後の学術の進展を阻げることになる。おそらく、これに対する呼称が長らく定着しなかったのも、「通信使」に相当する語が史料上で多くは現れないことのほかに、当時使われた用語をそのまま学術用語とすることに、大きなためらいがあつたからである。これら当時の用語をそのまま用いることは、逆に「赴京使」「事大使」「朝天使」の研究を進展させることには必ずしもならないと考える。日本の琉球史研究において、冊封使という実態をそのまま含む言葉をきわめて自然に学術用語として用いているように、この実態を示す言葉を学術用語として自然に用いることができるようになるには、我々はなお将来の長い「歴史」を必要とするであろう。したがって、我々は敢えて本稿では、「赴京使」あるいは「朝鮮赴京使」などの語を用いず、「燕行録」という語が学術用語として定着している現状に鑑み、「燕行使」あるいは「朝鮮燕行使」の語を用いることにしたい。

燕行使は、世界の外交史上で極めて特異な存在である。約五百年間にわたり、ソウルから北京に至るまでほぼ同じルートを彼らは経由している。高麗時代以前を含めるならば、もつと長い。そして朝鮮—明朝間では、定期的なものだけでも毎年ほぼ三回の使節が派遣された。⁽²⁾『清選考』という史料をもとに調べてみると、朝鮮—清朝間でも仁祖十五年（崇徳二年—一六三七）から日清戦争の勃発した高宗三十一年（光緒二十年—一八九四）まで、二五八年間の間に四九四回、毎年平均すればほぼ二回の使節が派遣された。⁽³⁾これは朝鮮国王から清朝皇帝に対して派遣された正式の使節の数である。これは清朝が北京に遷都する以前、瀋陽に行った聖節使などや、北京遷都後でも皇帝が先祖の墓参りなどのために瀋陽へやって来た時、ご

機嫌うかがいのために派遣された問安使など藩行使をも含んだ数値である。これに国王から皇帝への使節ではない、現在で言う外務省レベルの使節として派遣されたものを加えれば、その数値はさらに膨大なものになる。もちろん、中国明朝が都を南京においていた時代には、使節は南京まで行っていたし、あるいは現在の遼寧省に当たる地域が清朝によって占領されていた時代には、海路北京へ向かった。また清朝が瀋陽を副都にすると、ここを経由して北京へ向かうことが義務づけられるなど、若干のルート変更はあった。しかし我々が仮に世界史地図帳の上で、前近代の国際外交使節が派遣された回数分だけ一回ごとにルートの上に塗りつけていったならば、ソウル―北京間の陸路のみが圧倒的に他を回数の上で凌駕し、格段に太い線となるであろう。また、明と清が支配する時代とでは、ソウルから北京へ向かう旅行者の意識が大きく違っていた。かつて「朝天録」などと呼ばれていたものが価値を表すにこの用語を避け、「燕行録」と呼ばれるようになったのもその表れである。

燕行使が世界史の中で特異な存在であつてみれば、燕行録がまた世界のこれまでの旅行記の中で特異な位置を占めるのは、これまた当然である。すなわち約五百年間いやそれ以上の長きにわたつて、ソウル―北京という同じルートを旅行した者が、あい似た旅行記を何百となく書いているからである。これまでの世界史の中で、外国への使節がかくまで頻繁に同じルートを往復し、かくまで類似した旅行記を多数書き残したことがあつたであろうか。五百年以上にわたつて極めて多くの類似した外国旅行記が作られ、一つのジャンルを形作っているのは、世界史の中で極めて特異である。

数多い燕行録の中でも、すでによく知られた許筠『荷谷先生朝天記』、洪大容『湛軒燕記』あるいは朴趾源『熱河日記』などを読む者は、そこに示された作者のみずみずしい感性を感じるとともに、彼らの現状に対する怒り、未来に対する希望をも容易に理解しうるであろう。⁽⁴⁾ 北京や熱河を初めて訪れた者の喜びをも共有しうるであろうし、またそこに記された明朝あるいは清朝統治の生々しい実態を知って驚くであろう。さらに新しいものに目を向けつつ、それらを批判的に摂取しよう

とする彼らの態度も興味深いし、また前近代東アジアにおいて、洪大容の旅行記に見えるがごとき国境を越えた親密な交流があったことを知り、我々はこれだけでもこれら記録の意義を思うのである。

しかし、一方で燕行録という一類の史料をまとめた数量で読む者は、そこに見られる固定化した内容やマンネリ化した観念に、うんざりすることになる。ほぼ同じルートを一年のほぼ同じ時期に通過し、同じ北京の宿舎に住み、同じ儀式に参加し、ほぼ同じ北京観光をするのだから、これは当然である。沿途の各地で詠う詩歌も、ほぼ主題が定まってくる。姜女廟や山海関は、燕行録に収録されるほとんどの詩歌の主題として登場する。燕行録に収録される北京観光案内記のごときものも、屋上に屋を重ねるとき相似たものが、次から次へと書き継がれる。少しでもオリジナルな燕行録を旅行者は何とか生み出そうとするが、多くはいたずらに微に入り細をうがつか、屋上に屋を重ねるにすぎない。外国人が書いた外国旅行記として、かくまで相似た内容のものが書き継がれたことでも、世界史から見て極めて特異ではないであろうか。この傾向は、中国年号で言えば嘉慶、道光年間以降に書かれた燕行録において、特に甚だしいようである。

先に述べた「一年のほぼ同じ時期に」というのは、燕行録として最も多く書かれ、また現存しているものが、ソウルを十月下旬の頃に出発して、北京には十二月下旬に到着し、そして翌年正月一日に宮城でとりおこなわれる正朝の儀に参加した者たちが書いたものだからである。これは後の「解題」の「旅程」の項を見れば、一目瞭然である。北京滞在は四十日と定められている。したがって帰国の途もほぼ同じ時期となる。北京観光案内も兼ねているのではないかと考えられる燕行録では、先行する先輩が書いたものを転用ないしは一部修正の上再録することが、当然のごとく行われる。この先輩が書いた燕行録を再利用する傾向がさらに進むと、自らの毎日の行動を記する日記すら、日付などを書き換えるだけで、自分が書いたごとく、他人のものを勝手に転用するものまで現れる。

一例を示そう。

それは鄭徳和撰『燕槎日録』である。これは「解題」26.で詳しく紹介するように、哲宗五年（咸豊四年Ⅱ一八五四）の旅行記である。そしてここで「盗用」されているのは、撰者未詳『随槎日録』（「解題」19.）で、これより二十五年前、純祖二十九年（道光九年Ⅱ一八二九）の旅行記である。たとえば往路に鴨緑江を渡る日のことを、鄭徳和『燕槎日録』では次のように記す。

二十五日（庚寅）、雪、辰時渡江。

昨日副房行具、輸入本府東軒。本倅与幕裨搜検後、踏印着標、入置運餉庫。渡江日出給、以為禁物防奸之地。

『随槎日録』では渡江の前日のこととして、次のように記す。

二十五日、晴、留湾。

三使臣行具、並輸入本府東軒。府尹与書状搜検後、踏印着標、入置運餉庫。渡江日出給、以為禁物防奸之地云。

渡江の日は一日ずれているが、同じ十一月二十五日の日記である。一方が「雪」で一方が「晴」であるなど若干の違いはあるが、極めてよく似た叙述であること、誰にも明らかであろう。しかし、渡江に当たって似たような作業をするのであるから、似たような叙述になることは当然考えられる。しかし、はたしてそんな単純なことであろうか。次のような叙述もある。

鄭徳和『燕槎日録』では、鴨緑江を渡った同じ二十五日に行った野宿の様について、次のように記す。

至温水坪。：坪之一名湯池子云。此為宿所。自湾府預送軍校、掘地窩深、爇檜柁、上覆横板、外遮蘆簾、仍設幕取煖、而三使臣入処、即三幕也。餘則布幕、每一幕僅容二人、譯員分排入処。其外駟卒露処、争附棚火。又自初更、号令軍卒、終夜吹角、以防虎患。彼人売酒者、自柵門逆至行中、争相買飲。試嘗其味、甚不合胃。

一方の『随槎日録』では、翌日の二十六日の条で、次のように記す。

温水坪、此為宿所。自灣府預送軍校、掘地窩深、蕪榴、上覆橫板、外遮蘆簾、仍設幕次取煖。而三使臣略為加意、餘則布幕、每一幕僅容二人、其外駢卒露處、爭附棚火。又自初更、号令軍卒、終夜吹角、以防獸患。彼人売酒者、自柵門逆至行中、爭相買飲。試嘗其味、甚不合胃。

「獸患」を「虎患」に書き換えるなどしているが、柵門の側から中国人が酒を売りに来たことを同じく記し、更に「試嘗其味、甚不合胃」あたりの叙述になると、これはもはや「盗作」と言うべきもので、これでは自分の行動なのか他人の行動なのか、はなはだあやしくなる。

さらに、中国側の国境の町、柵門でのこととして、鄭徳和は次のように記す。

二十八日（癸巳）、晴、留柵。

北有関帝廟、使伴尙諸人往觀、路傍有小車十餘両。制度堅緻、蓋弓半規、緊裹黑色洋布、裡面則用錦緞圍帳、其中華侈者左右貼琉璃。每一両駕二騾、騾亦健肥。每趨使行人柵時、等待以售貫直、而千里外至者且多云。

一方の『隨槎日録』では、

二十八日、晴、留柵。

北有関帝廟、与諸同行往觀、……路傍有小車十餘両。制度堅緻、蓋弓半規、緊裹黑色洋布、裡面用錦緞圍帳、其中華侈者左右貼琉璃。每一両駕二騾、騾亦健肥。每趨我国使行人柵時、等待以售貫直、而千里外至者亦多。

『隨槎日録』は同行の者と一緒に自分で関帝廟へ行き、自らの見聞したことを記しているのに対して、鄭徳和は「伴尙諸人に行かせて」、その見聞したことを代わって書いていることにしているが、これは二十五年前のある人物に「行かせて」見物させているのである。

鄭徳和『燕槎日録』の多くの部分は、このように「二十五年前」の他人の体験と見聞である。北京入城の情況なども、ほ

とんど同じ文章であるが、最後に十二月二十四日、北京に入城して宿舎の玉河館に到着し、少休止の後、朝鮮国王の文書つまり皇帝に対する表文と礼部に対する咨文を礼部にとどけに行つたシーンについて記す。

少憩、通官来告、三使着黒団領、又以表咨文先導、乘馬詣礼部。漢侍郎文清率郎官、出受表咨文。三使臣行三跪九叩頭之礼、分捧表咨黄紅横子、転伝侍郎郎官等、各叙礼而罷。還館所。

このところ、二十五年前の記録では、これを十二月二十六日のこととし、次のように記す。

少歇。通官来告、三使著黒団領、又以表咨文先導、乘馬詣礼部。漢侍郎楊繹曾率郎官、出受表咨文。三使臣行三跪九叩頭之礼、分捧表咨黄紅横子、転伝侍郎郎官等、各叙礼而罷。還館所。

なんと、純祖二十九年（道光九年）には漢侍郎の楊繹曾らに表文、咨文に届けたのに対して、哲宗五年（咸豊四年）に礼部に赴いた鄭徳和は、同じ漢侍郎ではあるが文清らに届けているが、全く同文である。つまり、ほかの叙述はすっかり先人のものを用い、日付や固有名詞のみ填め換えているのである。もともと、十分に注意を払わなかつたのか文清は本来、満侍郎であつたにもかかわらず、漢侍郎のままにしている。⁽⁵⁾

二

燕行録を歴史史料として用いる時、いかに注意が必要であるか、いかに史料批判が必要であるか、以上の事例で理解できらるであろう。しかし、いかに史料批判が必要であるとは言つても、かりに撰者未詳の『随槎日録』という書が現存していなければ、我々はまんまと鄭徳和に騙されるところであつた。彼の燕行録を読むものは、何かおかしいと感じながらも、読み

進むしかないであろう。現在我々は、鄭徳和『燕槎日録』を歴史史料としてそのままに用いることはできない。彼が燕行した哲宗五年（咸豊四年＝一八五四）の歴史史料としてこれをそのまま用いられないことは、現在断言できるところである。もともとこれを、韓国文学史の中で位置づけるのならば、これは極めて重要で興味深い事例であろう。筆者は寡聞にして、韓国文学史の研究の上でこのような事実の指摘がなされていることを知らない。燕行録という一群の資料についての、基礎的研究が必要である所以である。

このように、十分に注意すべき点があるものの、燕行録が韓国文学史の研究のみならず、韓国史を含めた東アジア史全体の研究にとって、重要な歴史史料であることは言うまでもない。一部の燕行録は、これまで朝鮮実学の研究のため、重要な資料として用いられてきた。また、燕行使たちは北京において、そこを訪れた東アジア各国の使節と会い、各国使節の情況とともに彼らを派遣した各国の情況を聞き出し、これを記録に留めている。ヨーロッパ諸国が北京に公使館をおいてからは、彼らのことも記している。中国史研究にとってさらに重要であることは、これまた言をまたない。そこに盛り込まれた情報は、汗牛充棟と言うべき中国国内で書かれた史料の中でも、全く出てこないものが多い。ことに一般庶民や下級知識人らがどのような生活をしていたか、何を考えどの程度の政治情報を持っていたのか、といった問題を明らかにするためには、燕行録はまたとない情報を我々に提供してくれる。また、たとえば本解題⁽⁶⁾1で紹介する柳思瑗『文興君控于録』などは、豊臣秀吉による丁酉倭乱すなわち慶長の役に関する貴重な史料であるというだけでなく、むしろ中国の当時の政治情況を伝えるものとしてさらに重要な史料であるといってよい。またたとえば31李裕元『薊槎日録』は、江華島事件（雲揚号事件）の勃発直後の朝鮮外交を記す史料として、極めて重要である。これらのことは、本解題を読めば直ちに理解できるのである。

ところが燕行録についての基礎的研究と言うべきものは、現在のところ全くない。それどころか誤った書誌情報が満ちあ

ふれ、その中で研究者は研究を進めることを余儀なくされている。近年、林基中編『燕行録全集』（本解題、凡例、一の（4））、林基中・夫馬進編『燕行録全集日本所蔵編』（本解題、凡例、一の（5））が刊行され、燕行使研究および燕行録研究は全く新しい一段階に入ったこと、すでに述べたとおりである。これらはまことに膨大な資料集である。『燕行録全集』は百冊からなる。『燕行録全集日本所蔵編』も仮に『燕行録全集』と同じ装幀で出版されていたら、全十五冊となっていたはずで、これらが学界に裨益するところ、極めて大きい。ところが遺憾ながら、両者ともここに収録されている諸資料について、解題が付されていない。後に本解題においてみるように、『燕行録全集日本所蔵編』に収録した諸資料は、すべて鈔本であり、そのほとんどにおいて撰者名すら明記されていない。燕行録を歴史史料として用いる場合、それらが何年の燕行使の史料であるのか、そして撰者が誰でどのような人物であるかなど、最低限の書誌情報が必要である。

『燕行録全集日本所蔵編』については、共編者である筆者（夫馬）が内容に即して撰者を確定し、どうしても撰者を確定できないものについては撰者未詳とした。この資料集には、歴史研究者の便宜を考えて、北京へ行った燕行使の記録である燕行録だけでなく、瀋陽へ行った瀋行使の記録である瀋行録も含めてある。それら諸資料の撰者を確定しただけではなく、それらが何年の燕行あるいは瀋行の時の記録であるのかも確定してある。確定できなかったものについては未詳としたほか、ある程度まで確定できるものについては（ ）を付して推定年次とした。しかしそこでは、何を根拠として収録した諸資料に撰者名も書かれていないのに撰者名を確定したのか、燕行あるいは瀋行の年次も書かれていないのに何を根拠に確定あるいは推定したのか、全く根拠を示していない。本稿の第一の目的は、これら根拠を示すことである。そして第二の目的は、さらに諸資料の内容をも紹介し、利用者の便宜を図ることである。また本書の編纂時点では、撰者未詳あるいは推定年次とせざるをえなかったもののうち、一部は本稿において確定を試みるであろう。

林基中編『燕行録全集』にも、解題が付されていない。この編纂物は確かに膨大な資料集であり、すでに述べたとおり学

界に裨益するところ大きいことは疑いないが、どのような編纂方針をとったのかすら明らかではない。さらには、一つ一つの燕行録や瀋行録の撰者、そして燕行と瀋行年次についてあまりに誤りが多く、利用者を困惑させること甚だしい⁽⁷⁾。多くの利用者は十分な韓国史・中国史にかかわる工具類もないままで、自分自身で撰者、燕行・瀋行年次を確定するほかない。氏はさらに『燕行録研究』（本解題、凡例、一の(8)）を公表され、そこには『燕行録全集』と『燕行録全集日本所蔵編』に盛り込まれた研究成果、すなわち書名、撰者名、燕行あるいは瀋行年次の推定をもとに一覧表を掲載し、統計さえ加えている。しかし、一つ一つの史料に自らあたることなく、あるいは簡単に調べられる作業も怠り、自らの誤認や先人の誤りのままに作られたこれら「確認された韓国と日本所蔵本のあらゆる燕行録燕行年代順排列」、あるいはそこに付された「統計表」など、全く信を置くことができない⁽⁸⁾。林基中氏は編纂者として何故当該資料をそこに収録したのか、そこに収録した諸資料の撰者をどのように確定したのか、さらに燕行あるいは瀋行の年次をどのようにして確定したのか、その根拠を利用者のために示すのが研究者としての当然の義務であろう。本解題のごときものを公表され、利用者の便に供されることを、切に願う。

ここで解題を加えるのは、次の諸資料である。

- | 〔書名〕 | 〔撰者〕 | 〔燕行・瀋行年次〕 | 〔所蔵機関〕 |
|-----------------|------|--------------------------------|----------|
| 1. 『文興君控于録』 | 柳思瑗 | 宣祖二十九年（万曆二十四年）一五九六 | 駒澤大学図書館蔵 |
| 2. 『松溪紀稿（瀋陽日録）』 | 未詳 | 仁祖十四年〜二十二年（崇徳元年）順治二年、一六三六〜一六四五 | 天理図書館蔵 |

3. 『瀋陽質館同行録 (瀋中日記)』 未詳 仁祖十五年～十七年 (崇徳二年～崇徳四年、一六三七～一六三九) 東洋文庫蔵
4. 『瀋行録』 未詳 肅宗八年～純祖五年 (康熙二十一年～嘉慶十年、一六八二～一八〇五) 京都大学附属図書館蔵
5. 『燕行日記』 李澤 肅宗四十年 (康熙五十三年) 一七一四 天理図書館蔵
6. 『悔軒燕行詩附月谷燕行詩』 趙觀彬・吳瑗 英祖二十一年 (乾隆十年) 一七四五 東洋文庫蔵
7. 『燕行日記』 尹汲 英祖二十二年 (乾隆十一年) 一七四六 駒澤大学図書館蔵
8. 『丁亥燕槎録』 李心源 英祖四十三年 (乾隆三十二年) 一七六七 東洋文庫蔵
9. 『燕行記著』 未詳 〔正祖六年 (乾隆四十七年) 一七八二〕 天理図書館蔵
10. 『燕行日記』 (欠卷一) 金箕性 正祖十四年 (乾隆五十五年) 一七九〇 天理図書館蔵
11. 『燕行日記』 吳載紹 純祖元年 (嘉慶六年) 一八〇一 天理図書館蔵
12. 『燕行詩 (薊程詩稿)』 未詳 純祖三年 (嘉慶八年) 一八〇三 静嘉堂文庫蔵
13. 『中州偶録 (入燕記)』 未詳 純祖七年 (嘉慶十二年) 一八〇七 関西大学図書館蔵
14. 『燕行録』 李敬高 純祖九年 (嘉慶十四年) 一八〇九 天理図書館蔵
15. 『薊程録』 未詳 〔純祖三年～十九年 (嘉慶八年～嘉慶二十四年) 一八〇三～一八一九間〕 東京都立中央図書館蔵
16. 『薊程散考』 金学民 純祖二十二年 (道光二年) 一八二二 天理図書館蔵
17. 『随槎日録』 未詳 純祖二十五年 (道光五年) 一八二五 東北大学附属図書館蔵

- | | | | | |
|----|--------------|------|-------------------|-------------|
| 18 | 『游燕藁』 | 洪錫謨 | 純祖二十六年（道光六年）一八二六 | 京都大学文学部図書館蔵 |
| 19 | 『随槎日録』 | 未詳 | 純祖二十九年（道光九年）一八二九 | 天理図書館蔵 |
| 20 | 『燕槎酬帖』 | 曹鳳振等 | 純祖三十三年（道光十三年）一八三三 | 天理図書館蔵 |
| 21 | 『玉河日記』 | 金賢根 | 憲宗三年（道光十七年）一八三七 | 京都大学文学部図書館蔵 |
| 22 | 『燕薊紀畧』（欠卷二） | 趙鳳夏 | 憲宗八年（道光二十二年）一八四二 | 京都大学附属図書館蔵 |
| 23 | 『燕行録』 | 朴永元 | 憲宗十二年（道光二十六年）一八四六 | 天理図書館蔵 |
| 24 | 『燕行日記』 | 黄某 | 憲宗十五年（道光二十九年）一八四九 | 東洋文庫蔵 |
| 25 | 『燕行日記』 | 李啓朝 | 憲宗十五年（道光二十九年）一八四九 | 天理図書館蔵 |
| 26 | 『燕槎日録』 | 鄭徳和 | 哲宗五年（咸豊四年）一八五四 | 天理図書館蔵 |
| 27 | 『燕槎日録』 | 金直淵 | 哲宗九年（咸豊八年）一八五八 | 東京都立中央図書館蔵 |
| 28 | 『遊燕録（燕行日記）』 | 未詳 | 高宗六年（同治八年）一八六九 | 東洋文庫蔵 |
| 29 | 『北游日記』 | 姜璋 | 高宗十年（同治十二年）一八七三 | 静嘉堂文庫蔵 |
| 30 | 『燕行録』 | 沈履澤 | 高宗十一年（同治十三年）一八七四 | 天理図書館蔵 |
| 31 | 『薊槎日録』 | 李裕元 | 高宗十二年（光緒元年）一八七五 | 天理図書館蔵 |
| 32 | 『燕記』 | 南一祐 | 高宗十六年（光緒五年）一八七九 | 東洋文庫蔵 |
| 33 | 『觀華誌』（欠卷三、四） | 李承五 | 高宗二十四年（光緒十三年）一八八七 | 京都大学附属図書館蔵 |

次に凡例を掲げる。

一、本解題で書誌情報として主に参考としたのは、以下の図書である。本文では略名を掲げることがある。ハングル表記のものは、便宜的に漢訳、あるいは日本語訳でも掲げる。

- (1) 『燕行録選集』 ソウル、成均館大学校大東文化研究院、一九六〇～一九六二。
- (2) 『구역연행록선집』 古典国訳叢書九十五～一〇六、ソウル、민족문화추진회民族文化推進会、一九七六～一九七九。
- (3) 『朝天録』 中韓関係史料輯要二、台北、珪庭出版社、一九七八。
- (4) 林基中編『燕行録全集』 ソウル、東国大学校出版部、二〇〇一。
- (5) 林基中・夫馬進編『燕行録全集日本所蔵編』 ソウル、東国大学校韓国文学研究所、二〇〇一。
- (6) 中村栄孝「事大紀行目録」(『青丘学叢』第一号、一九三〇)。
- (7) 崔康賢『韓国紀行文学研究』 ソウル、一志社、一九八二。
- (8) 임기중 林基中『연행록연구』 燕行録研究』 ソウル、일지사、二〇〇二。
- (9) 『同文彙考補編』 卷七、使行録 (『同文彙考』(韓国史料叢書第二十四、ソウル、国史編纂委員会、一九七八))。
- (10) 『朝鮮人名辞書』 ソウル(京城)、朝鮮総督府中枢院、一九三九。
- (11) 『清選考』 蔵書閣貴重本叢書第二輯、ソウル、文化財管理局蔵書閣、一九七二。
- (12) 『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』 東京、書籍文物流通会、一九六一。
- (13) 『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』 東京、国立国会図書館、一九七九。

- (14) 『韓国古書綜合目録』 ソウル、大韓民国国会図書館、一九六八。
- (15) 李相殷編『古書目録』 ソウル、保景文化社、一九八七。
- (16) 『奎章閣韓国本圖書解題 続集 史部一』 ソウル、서울ソウル大学校奎章閣、一九九四。
- (17) 李顥鍊編『韓国本別集目録』 ソウル、法仁文化社、一九九六。
- (18) 李靈年・楊忠主編『清人別集目録』 合肥、安徽教育出版社、二〇〇〇。
- 二、書名は内題（巻頭第一葉に書かれるもの）を優先し、外題（封面に書かれるもの）を参考とした。この点、『燕行録全集日本所蔵編』所収資料の書名と異なるものがある。この資料集では、『燕行録全集』との統一性を考え、共編者の林基中氏が外題を第一とし内題を副題として採る方針にかりに従ったが、本解題では漢籍目録作成の原則に従う。
- 三、燕行年次あるいは潘行年次とするのは、撰者がソウルを出発した年次であることを原則とする。
- 四、排列は燕行あるいは潘行の年次の順とする。複数年にわたるものについては、燕行あるいは潘行に係わる記事がより早い年次のものを先にする。
- 五、燕行あるいは潘行年次を確定できないものは、「（ ）」を付して推定年次を表す。『燕行録全集日本所蔵編』では「（ ）」を付してあるものである。
- 六、本解題で対象とするのは、『燕行録全集日本所蔵編』に収録した資料のみであることを原則とする。例外として『観華誌』を加える。これは本資料集の編纂後に、その現存を確認したものである。
- 七、『燕行録全集日本所蔵編』で収録したもので、次の二点については解題を加えない。
- 趙顥命撰『帰鹿集（燕行日記）』。これは趙顥命の文集『帰鹿集』の一部である。『燕行録全集日本所蔵編』の編集を始めた時、これが韓国にも現存すること林基中氏に知らせたが、出版予定の『燕行録全集』から漏れていたので、

氏の希望によつてこちらに収録したものである。『帰鹿集』は、『韓国文集叢刊』第二二二・二二三（ソウル、民族文化推進会、一九九八）にも収録される。個人文集所収の燕行録については、たとえ日本現存のものであつても解題を加えないこと、以下の凡例の八のとおりである。

洪淳学撰『연경록』(燕行録)。これも韓国に現存するし、『燕行録全集』第八十七冊から第八十九冊に収録される。同じく林基中氏の希望に従つて、こちらにも収録したものである。さらに洪淳学およびこの書については、本解題、凡例、一の(7)頁二八五以下にすでに紹介されている。

八、日本に現存するものであつても、個人文集の一部に含められている燕行録は、本解題では取り上げない。また、単体の燕行録であつても、調査の結果すでに本解題、凡例、一の(1)(2)(3)(4)の四資料にすでに収録されるものは、解題を加えない。なお(2)には、簡単ながらそこに収録する諸資料に解題が付せられており、利用者には便利である。

なお、『大阪府立図書館蔵韓本目録』(大阪、大阪府立図書館、一九六八)頁十三に、『燕行記』写本、四卷一冊、李百亨等記(乾隆五十五年…の紀行)というのがあるが、これを調査したところ、徐浩修『燕行記』四卷であることが判明した。すでに、本解題、凡例、一の(1)(2)(4)ともに収録されているので、原則に従い解題を加えない。

また、『東京大学総合図書館蔵阿川文庫朝鮮本目録』(『日本所在韓国古文獻目録』第二冊、ソウル、驪江出版社、一九九〇)頁十に、撰者未詳『燕行日記』卷二至卷六、写本、五冊というものがあり、同じく原本について調査したところ、これは金昌業『老稼齋燕行日記』であることが判明した。これも、本解題、凡例、一の(2)(4)に収録されるので、解題を加えない。

九、解題項目は、「テキスト」「撰者略歴」「旅程」「内容」の四項目とする。これは拙編書『増訂使琉球録解題及び研究』

(宜野湾市、榕樹書林、一九九九)の解題項目にほぼ準じたものである。ただし〔旅程〕はソウル・北京(瀋陽)発着時と、鴨緑江を渡った往復の日時のみ記す。一行人員数についてわかるものは、ここで示す。また使琉球録解題で項目とした〔目次〕〔時代背景〕は、必要に応じて〔内容〕に収める。

十、年号については、燕行使など朝鮮に直接かわる年次については、たとえば哲宗五年(咸豊四年=一八五四)などと表記する。中国国内の事件については、たとえば咸豊四年(一八五四)などと表記する。陰暦年から陽暦(西洋暦)年への換算は、特別な事件を追う場合を除き、原則として機械的な換算に従う。

解題

1. 『文興君控于録』一卷 柳思瑗撰 駒澤大学図書館蔵(濯足文庫)

〔テキスト〕

鈔本、一冊。内題で「文興君控于録」と題し、外題(封面)で「控于録」とする。封面の裏表紙には、「寄贈 金沢庄三郎殿」「大本山永平寺藏書章」「永平寺寄託 濯足文庫 駒澤大学図書館 昭四九・十一・十二」等の印章がある。本書第一頁に「金沢藏書」の印章がある。もともと金沢庄三郎旧蔵。撰者名を明記しないが、柳思瑗撰として誤りない。

『文興君控于録』はこの駒澤大学図書館蔵本のほかに、奎章閣にその所在を確認できる。またこの書については、すでに『奎章閣韓国本図書解題 続集 史部一』頁七十九に的確な解題がなされている。ただし、撰者を柳思瑗とするのは柳思瑗のミスプリントである。駒澤大学図書館本と奎章閣本を比較すると、内容はほとんど同じであるが、駒澤大学図書館本には

誤字が目立つ。たとえば巻頭で奎章閣本では「書状官臣柳 謹啓」と二字分を空白にするところ、「書状官臣柳思遠謹啓」と誤って填めている。また、明人の人名で奎章閣本には「佟起鳳」と正しくあるところ、駒澤大学図書館本では「終起鳳」と誤る。奎章閣本の方がより良いテキストであることは明らかであるが、ただ駒澤大学図書館本はこれをもとに鈔写したものでないようである。

〔撰者略歴〕

柳思遠、中宗三十六年（嘉靖二十年 一五四一）～宣祖四十一年（万曆三十六年 一六〇八）、字は景晤、文化の人。『国朝人物考』所収の李恒福による「墓誌」がある。彼の人生にとって最も大事件であったのは、まさしく『文興君控于録』を書き残すことになった事件、すなわち日本の豊臣秀吉の軍が再度朝鮮を侵略する、とのニュースをいち早くキャッチした朝鮮の朝廷が、中国に援軍要請をおこなう使節として彼が同行したことであった。帰国後、この時の功績によって文興君に封ぜられている。

〔旅程〕

渡江の日から書き始め、義州に帰還するまでを記す。

宣祖二十九年（万曆二十四年）

十二月 六日 渡江

十二月 十三日 遼東（遼陽）着

宣祖三十年（万曆二十五年）

正月 十四日 北京着

二月 十五日 北京発

三月 十三日 義州着

〔内容〕

本書は、豊臣秀吉の再度の出兵準備をいち早くキャッチした朝鮮朝廷が、明朝に援軍を要請した時の記録である。奏聞使は鄭期遠であり、書状官は本書の撰者柳思瑗であった。書状官は燕行つまり赴京し帰国した後、「聞見事件」というタイトルで報告書を作成し、これを承政院に提出するのが義務であった。恐らくは本書第一頁第二行にある「丙申使行聞見事件」あるいは「聞見事件」が原タイトルであり、一行目の「文興君控于録」は後人が付けた書名である。控于とは、本史料中に「控于天朝」「控于仁覆之天」と見えるように、天朝と仰ぐ明朝に援軍の必要なことを控^{うた}えるという意味である。

本書はいわゆる「丁酉倭乱Ⅱ慶長の役」にかかわる第一級史料であるにもかかわらず、これまで日本、韓国、中国の学界ではともに十分に利用されてきたようにない。とくに、柳思瑗自身が北京で目撃した兵部尚書石星らの動き、石星の和平論に対して主戦論を唱える給事中らいわゆる言官の動向などは、汗牛充棟ともいべき多くの関連史料があるにもかかわらず、リアルさを伝える点ではこれに勝る史料はおそらくないであろう。またここに引用される明朝官僚の上奏文は、ほとんどが明側の史料でも見あたらないものである。それはもともと、「中朝九卿科道等官上本中、事涉於発兵征倭者、日下書録為白乎矣、皆因通報伝臆」と柳思瑗自身が記すとおり、『通報』つまり官報（邸鈔）に掲載されたものであったが、現在その『通報』が伝わらず、この書に見える上奏文のほとんどが『明実録』や『万曆疏鈔』あるいは『万曆邸鈔』等に見えないものである。

ここに見える上奏文のいくつかについて、そのタイトルと上奏者を記すと、下記のとおりである。

まず「兵部覆本」がある。朝鮮国王が万曆帝に援兵を請う上奏をなしたのに対し、万曆帝が「兵部知道」つまり「兵部で検討せよ」と命じた。これはこれを受けた兵部から皇帝への覆奏である。この時、兵部尚書の石星は楊方亨と沈惟敬らを日

本に派遣し、秀吉を日本国王に冊封しようと工作しつつあり、これが成功しつつあるかのような情報を得ていた。すなわち彼は主戦論ではなく和平論を唱える中心人物であり、朝鮮に対しては中国に頼ることなく、あくまで自力で防衛すべきことを求めた。ここには自力で防衛しようとしないう朝鮮に対する強烈な批判、非難が見られるので次に引用する。

一則曰従前未有費兵餉而代外戍者。凜凜天語、中外聞知、屢經臣等申飭、又不啻至再至三。今彼此講封、已越五載、罷兵省費、又復三年。曾不聞該国君臣痛加振励、積餉練兵、以為預備之計。乃一經虛喝、便自張皇馳報。

今如該国所請、不知練兵、長以中國之兵為兵、不自積餉、長以中國之餉為餉、已享其逸而令人居其勞、已享其安而令人蹈其危。即小邦不能得之于大國、況屬藩可得之于天朝乎。

ここには朝鮮側の態度に対するあからさまないらだちと、怒りどが表現されている。これは自らの和平工作を妨害することへの怒りでもある。ほかに「徐成楚上本」「劉道亨一本」「兵部因劉道亨參論覆題一本」「周孔教一本」「大小九卿六科十三道尚書楊俊民一本」「黃紀賢一本」「兵部一本東封事、石星發明表文」「張正学一本」「文華殿中書趙士楨一本」など、おそらくは主に官報（邸鈔）から書き写したと考えられる貴重な上奏文がある。また、朝鮮側から呈出した「呈兵部文」、そして兵部からの回答である「兵部發兵回咨」なども重要である。

柳思瑗自身が目撃した記録は、さらに貴重である。以下は二月三日の記録である。

臣等進往六科衙門、衙門皆在闕内、六科給事各坐本衙。吏科門外書揭劉道亨參論石尚書文、兵科門外書揭徐成楚參論石尚書文、若傍示者然。人多聚讀、亦有謄書者。

当時、六科給事中は主戦論で固まり、和平論を唱える兵部尚書石星と対立していた。⁹⁾ 吏科と兵科では、石星批判文を誇らしげに門前に貼り出していたのである。六科給事中ら主戦論を唱えるものがあることに力をえ、柳思瑗らは六科給事中には「呈六科文」を提出して石星の主張に反論する一方、石星本人への工作も行う。次の引用は二月五日に石星の私宅に朝鮮の

通訳官を差し向けた時の記録である。石星は次のように返答したという。

尚書曰、爾等不知天朝文体、我当初題覆之意、亦非全棄爾國而不救。文体自不得不如是也。今則已行文、與督撫作速議定具奏矣。前主封是我、今主戰是孫老爺。我之主封者、是保全爾國、羈縻日本。三年中使爾國便於修守練兵積餉、以待不虞。

石星は、情況が変化しつつあることを敏感に感じとり、先に「兵部覆本」でみせたような朝鮮に対する怒りは、上奏文という文体上やむを得ないことであつたと弁明する。さらに、自分が和平論を唱えたのは、決して朝鮮を見捨ててやったことではなく、むしろこの三年の期間に朝鮮に自ら軍備を増強させるためであつた、と弁解している。

次に引用するのは、二月九日、情況を心配する柳思瑗が宮城内の午門へ偵察に行き、かつ都察院に文書を提出しようとした時の記録である。

初九日庚午、晴。留玉河館。臣等早往午門外、俟都察院入朝房。臣等立于戶外、使下人入送呈文、則披見還給、曰呈于諸会処。尋已科道諸官一時来到。臣等進前跪伏泣訴、科道等官曰起来。臣等不起愈叩頭、使李海龍畢陳情理。科道等官曰、今日會議正為此事云。臣等起立、科道等官過向兵部朝房而去。有頃石尚書自其朝房變服出、向闕外去。問其故、則人皆曰、科道対面切責。且曰、今日所議事也、尚書何敢得与云、故去也。九卿以下齊会于五鳳楼下、左右序立將入門。臣等進前、手持呈文、叩頭号泣、令李海龍畢陳憫迫之状。九卿以下互相論議、使下吏受呈文。答曰、今日會議政為此事。爾等伺候于兵部。

ここに見える李海龍とは、石星の私宅へも出かけた朝鮮通訳官である。柳思瑗らは六科給事中と都察院の官僚つまり科道官に懇泣した後、意外な事態を目撃した。それは、これから大会議を開き大議論が始まろうとする直前、主役であるはずの兵部尚書石星が科道官らに面罵され、「今日の會議にお前など出席できるか！」としかりつけられ、変装して兵部朝房から

逃げ出す姿であった。

このように、この資料は中国政治史資料としても極めて貴重である。

2. 『松溪紀稿（瀋陽日録）』一卷 撰者未詳 天理図書館蔵（今西文庫）
〔テキスト〕

鈔本、一冊。巻頭第一行目にも「松溪遺稿卷之」と墨書されるうち、遺の上に紀を書き加えて「松溪紀稿卷之」と記し、第二行目に「瀋陽日録」と記す。漢籍書目作成の原則に従い、『松溪紀稿』を主題でとるべきである。

『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』（頁五十二）でも、『松溪紀稿』を書題としてとり、撰者名を記さず、「手記云」（松溪集ノ内）瀋陽日記 稿本」と記す。ただ現在は、この手記は見あたらない。「今西龍」の印があるのみである。この手記が今西のものであるとすれば、「松溪集」の内」というのは何かの勘違いであろう。というのは、もし仮に麟坪大君李潛撰『松溪集』の一部であるというなら、『松溪集』に収録されるのは『燕途紀行』三巻であって、この『松溪紀稿（瀋陽日録）』とは全く別物だからである。『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』（頁三十三）に至っては、この写真本について『松溪瀋陽日録』を書題とし、「手記」を参照したのであろうが撰者を「麟坪大君李潛」と定めている。これは誤りである。本文中に何度も麟坪大君と出てくるので、原則的に見て彼本人の日記ではありえないし、昭顯世子とは別のところに彼が居たはずなのに、昭顯世子の行動を詳しく記すからであり、撰者が麟坪大君李潛ではありえないのである。

本書には欄外にしばしば注がつけられている。たとえば第一葉表の「江都陥没」のところには「陥没二字、家乗云失守」などという『家乗』をもととした校訂がなされている。またしばしば紙が張りつけられ、たとえば書き出しの「丙子十二月十四日、賊兵到畿甸」の「丙子」の下には「詳公瀋陽事蹟云」と書かれている。これらは撰者を確定するための材料かも知

れないが、現在のところ未詳とするほかない。

〔撰者略歴〕

撰者未詳。

〔旅程〕

仁祖十五年（崇徳二年）

二月八日

ソウル発

四月十日

瀋陽着

〔内容〕

昭顕世子に扈従した人物が、昭顕世子の瀋陽拘留中の行動を中心に追った日記、ないしは後述の『瀋陽日記』などをもととした編纂物である。この点、数ある『瀋陽日記』の中では世子を中心に記録している撰者未詳『瀋陽日記』（東京、満蒙叢書刊行会、満蒙叢書第九卷、一九二一、また『燕行録全集』第二十四・二十五冊）に近い。この書については満蒙叢書本に内藤虎次郎「瀋陽日記解題」がある。本書はこの『瀋陽日記』に拠ったとしか考えられない部分が多く、同文が多い。しかしこの『瀋陽日記』に比べると節略が甚だしく、資料的価値は劣る。『瀋館録』（『遼海叢書』第八集所収）とも近い。

内容は、仁祖十四年（崇徳元年）一六三六）十二月十四日の「丙子倭乱」、すなわち清朝軍によるソウル陥落からはじまり、仁祖二十三年（順治二年）一六四五）二月に清が北京を得て昭顕世子を帰国させ、さらに同年三月、進賀正使として麟坪大君がソウルを出発し、その後瀋陽に留められるところまで記す。

3. 『瀋陽質館同行録（瀋中日記）』一卷 撰者未詳 東洋文庫蔵

〔テキスト〕

鈔本、一冊。封面の右側に「瀋陽質館」、左側に「同行録」と外題を記す。印章は「樂浪書齋」「東洋文庫」の二つのみである。合計十二葉、これに「上言草」と題する横長一葉の啓文が加わっている。

『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』（頁三十三）では本書を『瀋中日記』（『瀋陽質館同行録』）という名で採っている。本書第一葉には書名に当たるものがなく、第四葉表に「瀋中日記」とあることによつたと考えられる。しかし、本書の内容から見て『瀋陽質館同行録』で採る方がよりよいと考える。

〔撰者略歴〕

撰者は明かでない。

〔旅程〕

仁祖十五年（崇徳二年）

二月八日

ソウル発

（三月三十日

渡江 『瀋館録』

四月十日

瀋陽着

仁祖十七年（崇徳四年）

五月二十二日

瀋陽に留まる。

〔内容〕

丙子胡乱の結果、仁祖の二子、すなわち後に孝宗として即位する鳳林大君と麟坪大君（号は松溪）は、瀋陽に人質とし

て取られる。本書はその時の記録である。

まず「同行録座目」には、鳳林大君以下合計十五人の同行者名が、官職、生年、籍貫、字号、科擧及第年などとともに記される。

次に崇禎甲申後再癸丑すなわち英祖九年（雍正十一年Ⅱ一七三三）初秋日の日付をもつ、尹鳳九が書いた右の同行者名簿についての感想が見える。これは節略されたものようで、「此乃尹屏溪（屏溪は尹鳳九の号）之書、而初書欵多。未贍。」と注が書かれている。「同行録座目」と同じ書体であるから、これは尹鳳九の自筆ではないばかりか、「同行録座目」もよほど後世の鈔写である。

尹鳳九の書と同じ書葉に「瀋中日記」と題され、丁丑（仁祖十五年）二月八日に世子一行がソウルを旅立ったことを記す。以下、仁祖十七年の五月二十二日まで書き列ねられるが、毎日切れ目のない日記ではなく、節略が多い。先に示した2、『松溪紀稿（瀋陽日録）』とほぼ同じ文章も見られるし、『瀋館録』（『遼海叢書』所収本）とほぼ同じ場合もある。しかし、両者に見られない文章もある。

最後に「上言草」と題し、京畿抱川幼学某による六世祖、おそらくは同行した李時楷のために褒贈を乞うた啓文が付録される。

4. 『瀋行録』一巻 編者未詳 京都大学附属図書館蔵（河合文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。巻頭第一行目では「瀋使啓録」とするが、第六十二葉で「瀋行別単」とし、両者は同格である。したがって封面で記す「瀋行録」を書名とすべきであろう。封面「瀋行録」の右に、癸亥、甲戌、戊戌、癸卯、乙丑、丁亥と横に並記

し、丁亥の下あたりに「行藩 甲」と記す。あるいは本来、二冊、三冊からなっていたものの第一冊かも知れない。

〔編者略歴〕

編者は全く不明である。

〔旅程〕

普通の燕行録あるいは藩行録と異なり、編纂物であること、次の内容で記すとおりである。

〔内容〕

「藩使啓録」と「藩行別単」とからなる。「藩使啓録」はすべて藩行使によつて発せられた状啓である。したがつて、すべていわゆる吏讀体の文章である。藩行使であれ燕行使であれ、使者は途次の各地各地から、現状とその後の予定をソウルの宮廷に報告する義務があつた。この藩行録に収録されたのは、すべて問安使によつて発せられたものである。問安使とは清朝皇帝が先祖の陵を参拝するなどの目的で瀋陽に行幸したとき、ご機嫌をうかがう使節である。「藩使啓録」は「癸亥問安使趙」「甲戌問安使俞」「戊戌問安使李」「癸卯問安使李」「乙丑問安使李」からなる。各年次と正使の名、および状啓が書かれ発せられた場所を記せば、次の通りである。() は推定を著す。

癸亥（英祖十九年＝乾隆八年）正使趙顕命

七月八日 平壤

七月十八日 平壤

七月二十二日 (平壤)

八月六日 郭山雲興站

八月八日 義州

八月十一日 義州

八月十六日 義州

八月十七日 (義州對岸) 渡江後

八月十九日 (柵門)

九月三十日 瀋陽

十月十一日 義州

甲戌 (英祖三十年 〓 乾隆十九年) 正使俞拓基

七月二十五日 黃州

七月二十九日 平壤

八月五日 安州

八月九日 義州

八月十三日 (義州對岸) 渡江後

八月十五日 柵門

八月二十八日 瀋陽

九月十七日 瀋陽

九月二十七日 義州

戊戌 (正祖二年 〓 乾隆四十三年) 正使李澱

七月五日 黃州

七月八日 平壤

七月十五日 安州

七月二十四日 義州

七月二十七日 (義州对岸) 渡江後

七月二十九日 柵門

八月十四日 瀋陽

八月二十九日 瀋陽

九月十一日 義州

癸卯 (正祖七年 || 乾隆四十八年) 正使李福源

六月十三日ソウル発から九月四日の瀋陽における乾隆帝との会見、十月十五日復命までの簡単な日記である。朝鮮国王に提出したものと思われる。

乙丑 (純祖五年 || 嘉慶十年) 正使李秉模

閏六月二十二日 黄州

閏六月二十五日 平壤

七月一日 安州

七月九日 義州

七月十七日 (義州对岸) 渡江後

七月十九日 柵門

(八月十一日) 瀋陽) ※次の状啓で言及

九月一日 瀋陽

さらに七月二十一日から九月二十七日復命までの簡単な日記、盛京礼部回答、行在礼部原奏を加える。

右のうちで英祖十九年(乾隆八年)一七四三) 瀋行時の旅行記として、趙顕命『燕行日記』(『帰鹿集』所収本)二巻があり、『燕行録全集日本所蔵編』に収録する。

「瀋行別単」は以下の年次に以下の人物がなした報告である。いずれも、瀋陽においてキャッチした情報聞見を記す。

壬戌(肅宗八年) 康熙二十一年) 正使閔鼎重

戊寅(肅宗二十四年) 康熙三十七年) 書状官尹弘离

戊戌(正祖二年) 乾隆四十三年) 書状官南鶴聞

癸卯(正祖七年) 乾隆四十八年) 書状官尹曠

癸卯(正祖七年) 乾隆四十八年) 首訳張濂

乙丑(純祖五年) 嘉慶十年) 書状官洪受浩

乙丑(純祖五年) 嘉慶十年) 首訳尹得運

なお林基中『燕行録研究』頁四十三で、本書の「燕行年代」を肅宗八年) 康熙二十一年) 壬戌とするのは、誤った情報ないしは不正確な情報である。

5. 『燕行日記』一巻 李澤撰 天理図書館蔵(今西文庫)
〔テキスト〕

鈔本。『兩世疏草』卷一「晋平府君疏草」所収、「燕行日記附 従行軍官生員李柱泰所録」とあるのがこれである。『兩世疏草』は卷一、晋平府君疏草、卷二、咸陵府君疏草からなる一冊本である。韓国の各種図書目録には見えない。

本書は撰者名を明記しない。表紙裏面は「信城君、子ナシ。福城君囁ヲ立テテ後嗣トス。福城君ノ子ヲ晋平君翊トス。晋平君子ナシ。光遠ヲ以テ後トセントス」との、恐らくは今西龍自身の書き付けがある。今西は暫定的に晋平府君ニ李翊としたのであろう。しかし卷二「咸陵府君疏草」の「乞推恩本生疏」に「先臣晋平君澤」とあり、晋平府君は李澤である。さらにこの『燕行日記』の書き出しで、

余素以多病之人、曾於丁亥年往来燕京。

とあり、丁亥ニ肅宗三十三年（康熙四十六年ニ一七〇七）の燕行使の一員であった。肅宗三十三年の謝恩兼三節年貢使の正使は晋平君李澤であった（『同文彙考補編』卷七、使行録）。また本『燕行日記』は甲午ニ肅宗四十年（康熙五十三年ニ一七一四）の燕行録であり、この時の正使は晋平君李澤、副使は権愷、書状官は俞崇であった。したがってここに言う晋平君とは李澤であり、これを撰者として間違いない。

内容は、正使李澤が書き付けた日記のスタイルをとる。とすれば、すでに述べたように、「従行軍官生員李柱泰所録」とあるのは、何を意味するのか。日記の中では李柱泰本人がしばしば登場する。たとえば十二月十四日の条では「李柱泰・趙玩と同じく往つてその家に宿泊した」と記し、十二月十九日には「李柱泰に命じて（望海亭に）行って見させた」などと記すから、李柱泰の日記ではありえない。李澤は彼に清朝の機密書類を書き写させ（二月十九日）、石碑を模写させ（三月二日）、水汲みに行かせるなどをしており（十二月二十九日）、李柱泰は宗室の一員李澤の個人的な従者であったと考えられる。この日記はもともと李澤個人の備忘録という性格が強い。とすれば、李柱泰が李澤になり代つてこの日記を書いた可能性がある。十一月二十四日の条で謀報活動に当たっていた朝鮮通訳官がもたらした寧古塔（ニングタ）將軍にかかわる情報、つ

まり上奏文とこれに対する康熙帝の諭旨について、

故贍之日記、且兼録瀋陽將軍康熙三十五年題請、以備參考。

と言っている。李柱泰はおそらくは李澤の日記や記録整理にも当たり、あるいは李澤になり代つてこの日記を書いたため、「李柱泰所録」と書かれたのであろう。

〔撰者略歴〕

晋平府君と称する宗室の一員であつた。

〔旅程〕

肅宗四十年（康熙五十三年）

十一月二日 ソウル発

十一月二十六日 渡江

十二月二十七日 北京着

肅宗四十一年（康熙五十四年）

二月二十五日 北京発

三月二十三日 渡江

四月四日 ソウル着

〔内容〕

一行が朝鮮から清に向けて、国境に設けられた柵内に入ったとき、入柵人数を八二五名、馬七二一匹と記録する。入柵人数八二五名というのは、すくなくとも記録に残るかぎりでは、朝鮮燕行使一行の数としては最も多い部類に属するだろ

う。
 本燕行録にはまた、訳官たちの旺盛な商業活動を伝える。また、柵門に近い清朝側の国境の都市である鳳城で、礼単（ワイロリスト）が少ないと言う城将、甲軍らと争いになり、結局帰国時に輸出禁止の弓角を荷車の中に発見された。これを見つけた甲軍は、手をたたいて歓声をあげたという。

6. 『悔軒燕行詩』 一巻 趙観彬撰 付『月谷燕行詩』 一巻 吳瑗撰 東洋文庫蔵

〔テキスト〕

鈔本、一冊。前間恭作旧蔵。前間恭作編『古鮮冊譜』（東京、東洋文庫、一九四四、のち釜山、民族文化、一九九五影印）第一冊頁一二五に簡単な解題がある。乾隆中写本とする。吳瑗『月谷燕行詩』を同じ筆跡で付録する。『悔軒燕行詩』は趙観彬『悔軒集』（『韓国文集叢刊』二二一、ソウル、民族文化推進会、一九九八所収）巻七に同じものが見える。吳瑗には『月谷集』木活字本があるが（『韓国本別集目録』頁四六三）、未見であり異同を確認していない。『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』で吳媛撰とするのは誤記である。

〔撰者略歴〕

趙観彬、肅宗十七年（康熙三十年〓一六九一）〜英祖三十三年（乾隆二十二年〓一七五七）、字は国甫、号は悔軒、楊州の人。肅宗四十年（康熙五十三年〓一七一四）に文科に登り、礼曹判書をへて判中枢に至った。二憂堂すなわち趙泰采の子である。

吳瑗、肅宗二十六年（康熙三十九年〓一七〇〇）〜英祖十六年（乾隆五年〓一七四〇）、字は伯玉、号は月谷、海州の人。吳斗寅の孫。英祖四年（一七二八）庭試第一となり文名が揚がった。官は吏曹参判、大提学に至った。

〔旅程〕

『悔軒燕行詩』『月谷燕行詩』ともに詩集であり、ともに旅程はわからない。ただ、『同文彙考』によれば、趙観彬が正使となった冬至使は英祖二十一年（乾隆十年Ⅱ一七四五）十一月一日に辞階し、翌年三月二十八日に復命している。また呉瑗が書状官となった英祖八年（雍正十年Ⅱ一七二二）冬至使は、十月二十九日に辞階し、翌年四月二日に復命している。

〔内容〕

特に記すべき詩歌は見当らない。

7. 『燕行日記』二巻 尹汲撰 駒澤大学図書館蔵（濯足文庫）

〔テキスト〕

鈔本、二冊。印章として「海平」「近菴」「尹汲」「景孺」「一丘一壑」「進士初會壯元庭試重試乙科親臨文臣庭試入格」「金澤藏書」がある。このうち景孺は尹汲の字、近菴はその号、海平はその本貫である。本書は尹汲の自蔵本と考えられる。第一冊封面に「燕行日記 乾」、第二冊封面に「燕行日記 坤」と記す。金沢庄三郎旧蔵。ところどころ、すでに書かれた墨が消され、また数字分あるいは一字分切りとられ、修改のうえ貼り替えられている。

〔撰者略歴〕

肅宗二十三年（康熙三十六年Ⅱ一六九七）～英祖四十六年（乾隆三十五年Ⅱ一七七〇）。南公轍『帰恩堂集』巻九に「吏曹判書兼弘文館提学諡文貞尹公墓誌銘」がある。これによれば、尹汲は字は景孺、号は近菴、海平の人である。英祖元年（雍正三年Ⅱ一七二五）に進士となった時、両場ともに壯元であった。同年、庭試文科に中り、侍講院説書となった。英祖十三年（乾隆二年Ⅱ一七三七）、重試に登っている。これらは前に記した印章にも示されている。尹氏は西人老論派に属し、

彼自身、英祖の蕩平策に批判的であり、少論派を攻撃した。官は吏曹判書となった。「筆法精麗」で、人々は彼の尺牘を得て競って倣ったという。その書体は尹尚書体と呼ばれた。

〔旅程〕

英祖二十二年（乾隆十一年）

十一月六日 ソウル発

十一月二十八日 渡江

十二月二十八日 北京着

英祖二十三年（乾隆十二年）

二月十五日 北京発

三月二十七日 渡江

四月十六日 ソウル着

中国側の国境の町柵門で、一行の従者は三三五人、馬は二二五匹であったとする（十一月三十日）。

〔内容〕

英祖二十二年（乾隆十一年）一七四六、尹汲が冬至使副使として燕行した時の記録である。時に戸曹参判であったが、吏曹判書を結銜（加銜）されている。日記のほかに、「渡江状啓」ほか計六つの状啓・封啓、収集した情報報告書である「別単」、さらに清朝に提出した表咨文のリスト「表咨状数」、貢物リスト「方物数」からなる。なお、状啓は副使が書くことになっていたのである。⁽¹⁰⁾

反満感情は依然として強い。呂留良『呂晚村文集』を持っているかと中国人に二回尋ねている。（十二月二十一日、二十

五日)。呂留良は雍正六年（一七二八）頃から雍正十年（一七三二）にかけて起きた曾靜事件のとき、大問題となった反満民族主義者である。この時はすでに死去していたが、その反満民族主義を許し難いとする雍正帝によって、棺を発いて屍体をさらし首にされた人物である。⁽¹⁾

8. 『丁亥燕槎録』一卷 李心源撰 東洋文庫蔵

〔テキスト〕

鈔本、一冊。卷頭に書名を記さず、封面に丁亥燕槎録と記す。主に草書体で記す。別本の現存を確認できない。前間恭作旧蔵。

〔撰者略歴〕

景宗二年（康熙六十一年¹¹一七二二）¹²。本名がもと李仁源であったところを李心源と改名する。『国朝榜目』によれば、李仁源、字は宅之、延安の人で、景宗二年（康熙六十一年¹¹一七二二）生である。英祖二十六年（乾隆十五年¹¹一七五〇）文科及第。父は李得輔。燕行出發に当たつての英祖との問答で、祖が都承旨、父が参奉であったと述べる。『朝鮮王朝実録』によれば、李心源は大司諫などを歴任している。

〔旅程〕

英祖四十三年（乾隆三十二年）

十月二十二日 ソウル発

十一月二十五日 渡江

十二月二十七日 北京着

英祖四十四年(乾隆三十三年)

二月十二日 北京発

三月二十六日 渡江

四月十一日 ソウル着

〔内容〕

英祖四十三年(乾隆三十二年Ⅱ一七六七)、冬至使副使として燕行した李心源の日記である。日記は詳細でかつ生彩がある。中国における物価にも心をとめている。二月一日の条には、三十数種の書物の価格を記しており、貴重である。数両から数銭のものが大半であるが、この中で十両以上のものとして、次の書名が掲げられる。

『皇明全史』十二両 『一統志』四十五両 『十三経注疏』二十両

北京から瀋陽へ帰る途次で、何度も清人に一家の田土可耕面積や所有面積、さらに納税についての満人と清人の区別について尋ねている。少し前に燕行した尹汲に比べると、反満感情は少なくとも表面に表れず、むしろ二年前の英祖四十一年(乾隆三十年Ⅱ一七六五)に燕行した洪大容らの実学に近いものを感じる。ただし洪大容らと違って、北京知識人との親しい交際は見られない。帰国途次の永平府撫寧県で、進士であった故徐鶴年の子で生員である徐昭芬と親しい筆談を交わしている程度である。

9. 『燕行記著』一卷 撰者未詳 天理図書館蔵(今西文庫)

〔テキスト〕

鈔本、一冊。印章として「今西龍」「今西春秋」「今西春秋図書」「春秋文庫」「天理図書館蔵」「今西文庫」、それに昭和四

十六年八月受入れの「寄贈天理大学」印があるのみである。

五言や七言の詩の中に、いくつか一字が空白になっている。本書が拠った原本から鈔写するとき、判読できなかつたもの
と考える。最後の十葉ほどは燕行時の作ではない。誰かの個人文集の一部か、と考えられる。

〔撰者略歴〕

撰者未詳。燕行年も撰者も明記しない。しかし、本書は正祖六年（乾隆四十七年Ⅱ一七八二）の冬至行の時のものであり、
撰者は正使、副使、書状官のいずれでもない、ただの随行員であつたと推測する。理由は以下の通りである。

まず「皇都雜詠」と題する詩で、

喇嘛僧滿雍和宮、錦帽貂裘抗貴公、乾隆蓋是英雄主、賺得蒙蕃盡毅中。

と詠う。乾隆年号は本書で合計三回登場するのに対し、その他の年号は一度も登場しないことにより、このたびの燕行が乾
隆時代のものであつたことがわかる。

では何年であるかという点、巻頭に「壬寅十月」と記すことにより、これが壬寅年十月にソウルを出発した冬至行のもの
であることがわかる。壬寅に該当する乾隆年間以降としては、正祖六年（乾隆四十七年Ⅱ一七八二）と、憲宗八年（道光二
十二年Ⅱ一八四二）の二つだけであるが、先に記した理由によってこれが正祖六年（乾隆四十七年Ⅱ一七八二）の燕行時の
ものである蓋然性が強い。

正祖六年使行の三使は、正使が鄭存謙、副使が洪良浩、書状官は洪文泳であつた。このうち洪良浩は文集として『耳溪集』
があり、その巻六に『燕雲紀行』も収録するが、両者を対照させると全く別のものである。つまり撰者は洪良浩ではあり得
ない。しかし帰国時に通常と違って柵門に十日間も逗留していること、『燕行記著』の「留柵十日」、および洪良浩『燕雲紀
行』の「後車不至、淹滯一旬遺悶」ともに共通している。また、ともに後続車が柵門でそろわなかつたためであると述べる。

二人が同じ旅行団に加わっていた可能性が強い。つまりこの燕行録が正祖六年時のものである蓋然性は、さらに強くなるのであって、『燕行録全集日本所蔵編』でこの書を「正祖六（乾隆四十七—一七八二）」と「（一）」を付し、推定年代としたのはこのためであった。

しかし、北京滞在中に詠った「煤山志感」という詩の一節で、

琉球人氣弱、稍欲尚文風、捲髮如東俗、冠裳制頗同。

と、この年に琉球使節も朝貢のため北京へ来ており、撰者が目撃していたことがわかる。そこで琉球使節が何年に来たのか確認してみると、乾隆四十八年（一七八三）に琉球使節は元朝つまり元旦の儀式に参加しておらず、かえって道光二十三年（一八四三）の元朝には参加しているのである。⁽¹²⁾したがって、本書が憲宗八年（道光二十二年—一八四二）時のものである可能性も大きい。しかし詩に含まれる雰囲気からはたしてアヘン戦争の後の燕行時のものであるか、やはり疑問を感じるので、とりあえず「（一）」を付してここに収める。利用者は注意されたい。

では、撰者は誰であろうか。正使あるいは書状官であろうか。これについては「留関雑絶」と題する次の一絶が参考になる。

書生一夜忽高官、金帯横腰鶴頂丹、端重太和門外路、北人皆以貴人看。

「留関雑絶」の関とは玉河館のことであり、北京滞在中の様々なことを詠った絶句をここに集めている。「書生一夜忽高官」というのは、元朝が行われる太和殿には、書生と自称するとき一般の随員の参賀入庭は制限されたから、彼らは朝鮮人員の中で入庭する資格を持つ者の衣冠を一時的に借りて、つまり「一夜にして高官」に化け、「金帯」を腰にして混れ込むことになっていた。これを詠ったものと考えられる。「北人皆以貴人看」も同じであり、中国人が「高官」の衣冠を借りて着ている撰者を見て、「貴人」と見てくれた、と述べたものである。従って、撰者は随行員の一人であり、三使臣ではあ

りえない。

あるいは、撰者の姓は「李」であったのだろうか。「留関雜絶」に次の一絶がある。

雜貨東西価極些、百般要売向人誇、不知我是空空的、欸洽争呼李老爺。

ただ、中国商人は朝鮮人と見れば誰をも「李老爺」と呼びかけていた可能性があるもので、これ以上は明らかにならない。

〔旅程〕

全く記されない。

〔内容〕

全篇すべて詩からなる。すでに触れた「留関雜絶」のいくつかは、燕行使一行の生態を示すものとして興味深い。

10. 『燕行日記』二卷（欠巻一） 金箕性撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。もと巻一、巻二の二冊からなっていたが、現在は巻一を欠く。印章は「今西龍」「今西春秋」「今西春秋図書」「春秋文庫」「天理図書館」があるだけである。筆写の書体は同じ今西文庫の洪昌漢『燕行日記』に極めてよく似ている。おそらくは近年になって、今西龍が誰かから借りて鈔写させたものであろう。ただ現在では、他本の現存を確認できない。

本書は「辛亥正月十七日」に円明園へ行くように、との礼部主客司の文書を受け取ったところから、三月七日にソウルの宮廷に復命したところまで記す。撰者名も記されないが、内容から見て、正祖十四年（乾隆五十五年Ⅱ一七九〇）の冬至兼謝恩使の記録であり、撰者は正使の金箕性であることは明かである。巻一を欠き、内容は正祖十五年（乾隆五十六年Ⅱ一七九一）のものであるから、『燕行録全集日本所蔵編』の目次ではこの年代を表記したが、体例（凡例）を尊重すれば、正祖

十四年燕行使の記録とする方が、より適切であったかも知れない。本解題はこの考えに従った。

〔撰者略歴〕

金箕性のことは未詳。彼はこの燕行時に光恩副尉であった。宗室の関係者である。

〔旅程〕

欠巻一の部分は『同文彙考』によって補う。

(正祖十四年〔乾隆五十五年〕)

(十月二十一日 ソウル発)

正祖十五年(乾隆五十六年)

正月二十六日 北京発

二月二十七日 渡江

三月八日 ソウル着

〔内容〕

内容は日記を中心とするが、北京逗留最後の日である正月二十五日の条の後ろに、「明当回還起程、而略有所見聞、恐或日久而忘失。茲録之下方。」として、「燕京形便城闕制置」「聞見雜録」「習俗法制」「清主源流」「道里山川識」を付載する。「燕京形便城闕制置」は明らかに様々な先行資料を参考にして書いているが、自分の体験をもしばしば交える。「聞見雜録」も同様である。観察及び叙述が詳細でかつ具体的であるのは、いわゆる実学の風気が彼にもあったのかもしれない。反清感情が表れることは稀薄である。円明園での宴会に参列したときも、「今番則皇帝恩遇尤鄭重」と記す。満人との会話についても、もちろん通訳を通してであるが、特別なこだわりは見られない。鉄保、和坤、阿桂、王傑福、それに附馬の豊紳らが

登場する。

「聞見雜録」においても『日下旧聞』を引用しながら、風俗の乱れを記しつつ、然則其自来遺風、而非以陸沈薰染之故耶。

と、風俗が悪くなったことを満州族の中国統治と無関係なこととしている。

中清朝貢貿易にかかわる資料も豊かである。また、朴齊家がこの旅行団の一員として参加しており、しばしば登場する点でも重要である。乾隆皇帝が朝鮮使臣による元宵詩を見たい、と言ってきた時、

余本詩思鈍拙、非但難於応卒、朴君以能詩擅名、故使之製出。

とあるように朴齊家に代作をたのんでいる（正月十八日）。

11. 『燕行日記』 一卷 呉載紹撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。封面では「燕行日録」と書すが、本文第一葉第一行目に「燕行日記」と書すところから、「燕行日記」とすべきである。

撰者については、本文の前の一葉に「純祖王元年辛酉 呉載純燕行日記 龍」との書きこみがあるところから、天理図書館のカード、『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』頁一二三およびこの影照本を蔵する東洋文庫の『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』頁三十四ともに、呉載純撰とするが、誤りである。

本文第一葉一行目、二行目にもと印章があったと思われる部分が、切り取られている。三行目に一つの印章の左半分が残っており、「載紹」と判読できる。もう一つの印章の左半分は判読できない。呉載紹自蔵本と考えられる。

〔撰者略歴〕

呉載紹は英祖十五年（乾隆四年Ⅱ一七三九）（純祖十一年（嘉慶十六年Ⅱ一八一））。字は克卿、号は石泉、海州の人。呉載純はその兄である。その子、呉熙常による「先考判敦寧府君行状」（『老洲集』卷十九）によれば、英祖四十四年（乾隆三十三年Ⅱ一七六八）の進士、同四十七年（一七七二）の文科及第である。純祖元年（嘉慶六年Ⅱ一八〇一）に戸曹参判であつた時、礼曹判書の肩書きを帯びて副使として燕行している。官は判敦寧府事に至っている。文集の類は現存しないようである。

本書、純祖元年八月二十三日の条によれば、呉載紹の高祖にあたる呉翹は、仁祖二年すなわち明朝天啓四年（一六二四）に副使として航海により燕行している。この時の燕行録として洪翼漢『花浦先生朝天航海録』があり、呉翹の名も登場する。また曾祖にあたる呉斗寅も、顯宗二年（順治十八年Ⅱ一六六一）に書状官として、さらに肅宗五年（康熙十八年Ⅱ一六七九）に副使として赴燕し、父の呉瑗も書状官として英祖八年（雍正十年Ⅱ一七三二）に赴燕している。なお、先に解題した東洋文庫蔵の趙觀彬『悔軒燕行詩』付載の『月谷燕行詩』（本解題6.）の撰者は、この呉瑗である。兄の呉載純も、正祖七年（乾隆四十八年Ⅱ一七八三）に瀋行している。

〔旅程〕

純祖元年（嘉慶六年）

八月二日 ソウル発

八月二十四日 渡江

九月二十四日 北京着

十月二十九日 北京発

十一月二十七日 渡江

十二月八日 ソウル着

〔内容〕

純祖元年（嘉慶六年Ⅱ一八〇一）、嘉慶帝の皇后に冊封が下されたとの頒詔のため、清朝から勅使が派遣された。この燕行の目的は、皇后冊立に対する進賀と、勅使派遣に対する謝恩であった。呉載紹は時に戸曹参判であったが、礼曹判書の肩書きを帯び副使として赴燕した。

呉載紹が赴燕したこの年は、干支では辛酉と称し、天主教大弾圧で知られる年である。いわゆる「辛酉の邪獄」である。このたびの天主教弾圧は、周知の通り燕行使と密接な関係を持っていた。また李承薫、丁若鍾らキリスト教徒が処刑されたのは、呉載紹らのソウル出発に先立つ数ヶ月前、この年の正月であった。そして、いわゆる黄嗣永帛書事件という朝鮮統治者を震撼させた謀反計画が発覚し大捜査がなされたのは、おおよそ呉載紹らが北京に到着し、滞在している頃のことであった。⁽¹³⁾ところが旅の途次でも北京滞在中でも、天主教のことは全く出てこない。黄嗣永帛書の真本ではない偽帛書を帯びて北京に向う純祖元年（嘉慶六年Ⅱ一八〇一）の三節年貢使（冬至使）一行については、呉載紹が帰国の途次、朝鮮と清の国境に当たる遼寧省柵門外に至った十一月二十六日の条で、「我国冬至使一行人馬織路填咽、停轎就幕、与上使曹允大・副使徐美修・書状李基憲相見、略聞京中新報而別。」と記すのみである。「京中の新報」の中心が、黄嗣永帛書事件であったことはほぼ疑いない。

呉載紹の『燕行日記』で最も顕著なのは、反満感情と朝鮮自尊の言辭である。燕行すなわち朝貢とは本来、宗主国である清に対して服従することを示す儀礼にほかならないが、彼によれば彼の先祖および自分自身の燕行は「願以大東衣冠、従事於皮幣之間、原隰皇華、雖不敢告勞、而亦奚以遊覽為哉。」（八月二十三日）であった。皮幣とは古代にあって贈答品とした

毛皮と繒帛、つまり朝貢物品のことで、『孟子』梁惠王下には「之（大国）に事うるに皮幣を以ってせるも、免るるを得ず」とある。大東の衣冠とは、夷狄民族の統治する清ではすでに見られず、大東つまり朝鮮にのみ残るところの中華の礼制を具えた衣服と冠である。明朝の時代に朝鮮に伝えられた中華の礼服を朝鮮ではことのほか誇りにしたこと、すでに周知のところである。原隰皇華とは『詩経』小雅、皇皇者華の「皇皇者華、于彼原隰」にもとづく。原つまり高い所、隰つまり低い所、君主の命を受けて出使すれば、このようにいずれの所にも煌煌たる中華の光を輝かせねばならない。「皇皇者華、于彼原隰」とは本来、周代であれば周王が諸侯に使いを派遣する時、または後代であれば中華である中国から外国へ出使する時に使われる言葉であるが、この場合、朝鮮から清に出使し、清に中華の光を輝かすのだ、としている。この「皇皇者華、于彼原隰」をもととした表現は、清の属国であった朝鮮時代の燕行使を表現する言葉として、しばしば他にも用いられる。しかし、呉載紹のこの文章に端的に表現されるように、朝鮮から「朝貢」することに借りて、朝鮮の持つ「中華」の輝きを野蛮な清におし広め輝かせようというのであって、はなはだ精神的に屈折しているといわざるを得ない。このような大業をなさんとしての出使であるから「苦勞しているとは言わないが、しかし遊覧を目的となどしようか」というのである。実際、この燕行録に遊覧を記した部分は少なく、平常の燕行使なら必ず見物にゆく北京西北郊外の名所、西山や円明園にもいっていない。反満感情が昂じて反漢感情もしばしば現れる。現にある中国、漢民族を含む実際の中国に対する蔑視である。漢人の知識人すら、彼の方から訪問してまで会おうとせず、もっぱら玉河館へ訪ねてきた者と会うのみである。副使は正使と違って、体面の重さはあまり問題ではなかったはずである。北京各地の様子についても、そこを見物した彼の族姪らから伝聞するのみであった。

彼らが着る朝鮮の衣服、彼らの誇る「中華の衣冠」について、中国人がどのように評価しているか、を記したところも、当然のごとくに辛辣にしてかつ屈折している。「漢人見東国衣冠、莫不称羨、自傷其變夏。独遼人相隨譏笑、夷狄視之。甚

矣哉、俗之淪陷於異類也。」とは、遼寧省遼陽へ入る直前の言葉である（九月一日）。清の入関後すでに一世紀半が過ぎた當時にあつては、朝鮮使節の着た明朝の衣服は、演劇の俳優が舞台で着る奇妙なものでしかなく、清朝人からすれば蔑視とからかいの対象でしかない場合があつた。遼東地方ではこれが著しかったらしく、朝鮮衣冠を「夷狄視」していたのであつた。吳載紹は逆にそのような遼人に対し、真つ先に満州人に投降した者として、「胡騎一至、不戦而降。其樂為犬羊之民、而不知有先王文物、久矣。」と非難する。

九月二十七日の朝、朝鮮三使は恩慕寺・恩佑寺から北京宮城へ帰還した嘉慶帝を西安門内の路傍で跪坐行列し、出迎えねばならなかつた。嘉慶帝は彼らから五・六歩離れたところを馬で通り過ぎた。「ことに英彩なし」と嘉慶帝を評する。この時、嘉慶帝は通り過ぎてからふり返り、朝鮮使臣を一瞥した。

緩驅而行、既過猶回首流眄、想必怪我輩衣冠也。

吳載紹によれば、ふり返つたのは自分らの着ている衣冠を奇怪なものと思つたからに違ひなかつた。

最も興味深いのは、彼が文天祥の廟である文山廟を修復しようとしてくわだて、清人に働きかけたことである。文天祥とは言うまでもなく、元に捕えられ屈せずして死刑となつた漢民族の英雄である。十月一日、国子監参観ののち、柴市にある文山廟に謁した。堂宇は荒廢していたが、見れば「嘉慶庚申（五年〓一八〇〇）に刑部郎中にして江西の劉珏、廬陵の歐陽慎ら及び南中人士三四十人が捐俸釀銀して、ともに重修した」と書かれた石版がある。嘉慶五年とは彼の訪問からわずか一年前のことである。荒廢した様を見て、彼はこれでは重修になつていないと言う。四日後の十月五日、文山廟の眞の修復をはたさんとした彼は、書状官鄭晚錫と相談のうえ、朝鮮人の馬引きである鄭觀に銀二十兩と手紙を持たせ、石版に名前が見えた劉珏の邸宅に行かせた。馬引き（馬頭）は何度もソウル―北京間を往復し、中国語会話ができたからである。劉珏はあにく出張中であつたので、更に歐陽慎の邸宅に行かせ、その意図を通ずるとともに彼らの倡義をほめたたえさせた。ところが

歐陽慎は「聞之驚恐、初不敢拆書。瞠然却之曰、元無是事、非我所知。往伝于郷賢祠教官、可也。」と答えただけであった。「このことを聞いた歐陽慎は驚愕して恐れ、全く手紙を開きもしないで目を丸くしてつき返し、『そんな事は全くなかったことだ！自分とは関係ないことだ！郷賢祠を監理する教官のところへでも行って伝えればよいことだ！』」と言ひ、鄭観に対しては「速く立ち去れ」と命じた、というのである。

我々は今、清朝統治下の漢人が「小中華」の意識をもつ朝鮮使臣の部下の訪問を受け、文天祥という漢民族の民族的英雄の祠廟を修復しようではないか、と突然に持ちかけられたときの驚愕を容易に想像することができる。しかしこの時に呉載紹が下した評語は、「歐陽慎のようなやつは、ただめし食いをして保身をはかる奴隷下才であり、穴の鼠とどこが違うか！（若慎者、儉禄保軀奴隸下才、其与穴中鼠、奚以異也。）」というものであった。

当時北京にいた最高の文化人、紀昀に対する評価も当然のごとく厳しい。当時、燕行した朝鮮知識人の多くは、紀昀と面識をもつのを最も荣誉としていた。ところが呉載紹は十月二日、宮廷西安門内で嘉慶帝を出迎した時に紀昀を見かけ、その様を次のように記す。

昨年老矣。道遇一滿宰尊貴者、趨而捧其手、甚慙慙焉。滿宰唯唯而已。

また十月十四日、玉河館での生活に退屈を覚えた彼は、「聞紀昀所著灤陽消夏録為近世説部之冠」として、書店にやって借りてこさせたが、「皆搜神記之類也。不經之甚。」と吐いて捨てる。

12 『燕行詩（薊程詩稿）』 一卷 撰者未詳 静嘉堂文庫蔵
〔テキスト〕

鈔本、一冊、計七十三葉からなる。封面では「薊程詩稿」と題するが、巻頭第一行目では「燕行詩」と題する。後に述べ

るように、この書は純祖三年（嘉慶八年Ⅱ一八〇三）の燕行録である撰者未詳『薊山紀程』（『燕行録選集』上巻、『国訳燕行録選集』巻八、『燕行録全集』第六十六冊所収）のうち、詩の部分のみを編纂したものである。

〔撰者略歴〕

未詳。

〔旅程〕

ソウル発からソウル帰還にいたるまで、旅程は全く記さない。

〔内容〕

すべて詩であり、しかも何年の赴燕であるのか、記さない。しかし、「テキスト」で述べた撰者未詳『薊山紀程』と対比すると、本書は『薊山紀程』の一部であることが判明するから、これは純祖三年（嘉慶八年Ⅱ一八〇三）燕行の時のものであることは、明らかである。『燕行録全集日本所蔵編』では燕行年次を「純祖元年～三年（嘉慶六年～八年Ⅱ一八〇一～一八〇三）間」と推定したが、これは両書の間隔を知らぬ段階で書いたからである。この推定に誤りがなかったことを、今は幸いとする。参考にまず、このように推定した根拠を記す。

まず詩の一つに、「次韻嘉慶御製詩」と題するものがあるから、嘉慶以降の赴燕である。さらに「訪曉嵐不見」と題する詩では「城南病臥老尚書」という。つまり、朝鮮から北京を訪れた者にとって、あこがれであった紀昀と面会しようと思つて宣武門外に住む彼を訪れたところ、病氣のために会えなかった、と言うのである。紀昀は嘉慶十年二月十四日に八十二歳で死去している。¹⁴つまり、このたびの燕行使が紀昀生前のものであることは疑いない。「元朝拈韻」と題する詩があることにより、彼が正月元旦に太和殿でおこなわれる元朝の儀式に出席していることがわかる。つまり、撰者は冬至使一行の一人として赴燕したことは間違いない。冬至使として赴いた朝鮮燕行使が北京を離れるのは、二月の上旬から中旬にかけてであ

る。この詩の作者がまさしく死期の近づいたこの年に紀昀を訪れようとしたという可能性もあるが、仮にそうだとしたら、山海関に至る頃までに、必ずやその死去のニュースを聞き、何らかの感慨を盛った詩を作っているのが自然であろう。とすれば、彼が赴燕のためにソウルを出発したのは、紀昀の死の前年の嘉慶九年であつたとも考えられるが、さらにその前年の嘉慶八年にまで絞っておく方がより自然であろう。

これで作者の赴燕は、嘉慶元年から嘉慶八年までと絞りうるが、さらに「書樓遇佟翰林貽恭」と題する詩があることによつて、嘉慶六年以降の赴燕であることを確定することができる。それは書樓で翰林官と遇つたことを記すが、その一節に「少年人做翰林官」とあることによつて、佟貽恭なる人物が若くして進士となり翰林官となつたことがわかる。そこで『明清進士題名碑録索引』で乾隆末年から嘉慶十年までの佟姓の進士を見ると、嘉慶六年の進士で佟景文がいるだけである。佟景文については「佟敬堂先生墓表」（『続碑伝集』巻七十一）があり、乾隆四十一年（一七七六）の生れで確かに嘉慶六年（一八〇一）進士合格ののち、翰林院編修となつている。佟景文の字は敬堂または艾生といい、貽恭という字号は出てこないが、佟貽恭とは佟景文にはかならないと考える。嘉慶六年（一八〇一）には二十六歳であり、けたはずれに若いわけではないが「少年」の部類に入るであろう。以上が、燕行年代を推定した根拠である。

なお、『燕行録選集』『燕行録全集』ともに、『薊山紀程』の撰者を徐長輔とするのは誤りである。というのは、本書に「和秋陽守夜絶句」などがあり、秋陽とは徐長輔の号だからである。『国訳燕行録選集』所収本では、撰者未詳とし、さらに解題を付しており有益である。

詩の中で特に個性的と感じるものはない。たとえば「皇都」と題するものの中で、次のように詠う。

居民雜滿漢、服人徒威力、胡命亦能久、一理難推識、脅令東方人、歲述侯甸職、

13 『中州偶録（入燕記）』一卷 撰者未詳 関西大学図書館蔵（内藤文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。封面（外題）に「中州偶録」、巻頭第一葉第一行に「磬山雜著」、第一葉第二行に「入燕記」、同じ行の下に「未定初本」と記す。しばらく『中州偶録』をもって書題とし「入燕記」を副題とする。

内藤湖南の旧藏であるから、彼が死去した一九三四年（昭和九年）までに入手したものと考えられる。この書の存在およびコピーは、富山大学人文学部教授藤本幸夫氏より教えられ、与えられた。ここに記して感謝する。

本書には本書とは内容的に無関係な二枚の書き付けが挿入されているが、残念ながら撰者を特定するのに役立たない。

〔撰者略歴〕

撰者未詳。後に見るとおり、本書は、純祖七年（嘉慶十二年＝一八〇七）の冬至使行の記録である。正史は南公轍、副使は林漢浩、書状官は金魯応であった。

ソウル出発の日付で、次のように記す。

余平生欲一見中原、而齋志未果。至是礼部尚書金陵南公（南公轍）充冬至正使、謂余当偕往、万里附驥、庶不負男兒四方之志也。

すなわち、撰者は正使の南公轍の勧めに従って、随員として燕行したものである。ただ南公轍『帰恩堂集』を調べたが、撰者を確定できる記事はないようであるし、本書に登場する何人かの朝鮮人名からも、撰者を類推できる手掛りは捜せな

い。

十一月二十四日の条で、

今日即生朝也。憶余自五六年来、館食東南、每歲逢此、愴想交中、今又天涯、旅館蕭瑟。

という。撰者はおそらく官位にない不遇な人物であった。

〔旅程〕

純祖七年（嘉慶十二年）

十月二十九日

ソウル発

十一月二十五日

渡江

十二月二十四日

北京着

純祖八年（嘉慶十三年）

二月二日

北京着

三月三日

渡江

（三月二十日

ソウル着

『同文彙考』

〔内容〕

本書の撰者もまた、中国で多くの知識人と交わった。陳用光、鄧廷楨、陳希祖、吳崇梁、褚裕仁、李林松（李林崧）、程偉元、万徹、蔡炯、吳思權、高揚清、張青雲（青雲は号か？）らが登場する。朴齊家の『貞蕤叢略』が書店にいらんでいたことも目撃している（正月十八日）。

撰者は多少の中国語会話ができたようである。中国へ入境して、早速「乾酒」「清心丸有啊？」「煙有啊？」を聴き取っている（十一月二十六日、十一月二十八日）。さらに興味深いのは北京滞在中、白允青という馬頭つまり馬引きとともに楊某の経営する磁器舗にゆき、馬頭と楊某の掛け合いを白話文で記していることである（正月二十四日）。何度も北京―義州の間を往復している馬頭は、随行する通訳官とともに中朝間のコミュニケーションになくはならぬ存在であった。撰者本人

が磁器舗の主人と会話しているわけではないが、あとで馬頭から会話の内容を確認したのか、白話文でその場を再現しているのである。

14 『燕行録』 一巻 李敬高撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。外題では『燕行日記』とするが、内題では巻頭に「燕行録」とあり、すべて詩である。続いて「燕行日記」と記し、赴燕の日記を記す。一冊すべて同じ筆跡で十二行からなるにもかかわらず、巻頭の一葉のみが十三行である。つまり第一行目「燕行録 月城李敬高玄之、周衣翁著輯」と記すのは、この書が完成した後で、この一行を加えたものと考えられる。

〔撰者〕

巻頭一行目に「燕行録 月城李敬高玄之、周衣翁著輯」とあることにより、撰者は李敬高である。しかし、李敬高はここで記されるように、月城の人で字は玄之、周衣翁とは号であると考えられるほかに、その人物は明かではない。なお周衣翁の周衣とは朝鮮語で、周防衣ともいう。外套の家庭着で常民階級が着るものである。

純祖九年（嘉慶十四年Ⅱ一八〇九）冬至使は、正使朴宗来、副使金魯敬、書状官李永純であったから、李敬高は三使のいずれでもない。また、「燕行日記」に記される彼の行動から、訳官など何らかの任務をおびて赴燕したものとは考えられない。随員として参加したと考えるのが至当である。詩の中で、三使のいずれも唱和していないし、「燕行日記」の中でも三使の誰かについて、具体的な記述はない。おそらくはよほど身分の低いものであったと考えられる。詩の一つ「路上漫咏」で、

非文非武職無名、進壮称号愧実情。

と自嘲しているところからすれば、彼は進士壮元であったようである。しかし別の詩「離家」で、

五十窮儒万里行、家人親戚以為榮、青衫白鬢能馳馬、何似放翁夢北征。

と、これまた自嘲して詠うように、彼は五十歳前後の窮儒であった。おそらく進士及第ははたしたものの、文科及第をはたせなかったのであろう。

李敬嵩が何を目的として赴燕したかは、「家人親戚以為榮」とあるにもかかわらず、よくわからない。

〔旅程〕

純祖九年（嘉慶十四年）

十月二十八日 ソウル発

十一月二十四日 渡江

十二月二十四日 北京着

純祖十年（嘉慶十五年）

二月三日 北京発

三月四日 渡江

三月十九日 ソウル着

〔内容〕

この時の副使が金魯敬であったこと、すでに述べたとおりであり、彼の子金正喜もこの一行に参加していた。⁽¹⁵⁾ 金魯敬は四十四歳、金正喜は二十四歳であったが、彼らのことは残念ながら全く出てこない。清人との交りについても、日記の正月一

日の条で、「漢人の張青雲なる者と徒歩で正陽門外に出て」戯場へ行つたことを記すのみである。張青雲の名はこの二年前の記録である『中州偶録』に何度か出てくる。山東省武強県の人で、しばしば玉河館に出入して朝鮮使節と交際をしていた。『中山偶録』の撰者は張青雲から眼鏡をもらった、と記している。

「皇明」の一字上を欠字にして記すことから反満意識の強い人物であったことは明らかであるが、特にこれは詩の部分に表れている。朝鮮側の国境都市、義州を立っていざ渡江というところで作った詩「寄家書」、すなわち家族への手紙で、

自此無由復寄信、渡江騎馬下燕京。

と「燕京に下る」という表現を用いている。

また「偶吟」では

黄衣遍道路、鞞韃半皇都、天意終難測、如何任一胡。

と嘆きつつ、「鞞韃とは蒙古の別号で、皆黄衣を着る」と自ら注する。

「燕行日記」では一般的な記述が多いが、しばしば記す中国とくに北京の風習には、興味深いものがある。

15. 『薊程録』一卷 撰者未詳 東京都立中央図書館蔵（市村文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。市村瓚次郎旧蔵。印章としては、市村より寄贈を受けた「東京都立図書館蔵書」「東京都立日比谷図書館」「市村文庫」があるだけである。

〔撰者未詳〕

撰者は全くわからない。

〔旅程〕

全く記さない。

〔内容〕

通常の燕行録と異なり、日記や詩は全くない。内容は以下の項目である。

道里、山川、城闕、宮室、衣服、飲食、器用、舟車、風俗、科制、畜物、言語、胡藩、貢税、行總、報単、官衙、歳幣、賞賜、食例、公役

いくつかの燕行録では、日記の部分と項目別記述の部分の二つを合体させてなる。本書はこの項目別記述の部分を独立させたものである。したがって、日記の部分が存在する可能性もあるが、これはわからない。

では、本書は何年の燕行時に書かれたものであろうか。結論を先に記せば、純祖三年（嘉慶八年〓一八〇三）から純祖十九年（嘉慶二十四年〓一八一九）の間の冬至行の時の記録と推定される。

冬至使用であることが推定されるのは、「道里」で爛泥堡について記したところで、

當春氷解之時、泥濘如海。余亦經此患焉。

と自らの体験を記している。この種の記事は冬至使の帰国時に見られること、また「歳幣」の項で、万寿聖節進賀御前礼物、冬至令節進賀御前礼物、正朝令節進賀御前礼物が書かれることから、この使行がいわゆる三節年貢使であり、一名冬至使であることは明らかである。

正確に何年の冬至使であるかは明らかでない。ただ、純祖三年（嘉慶八年〓一八〇三）以降のものであることは「胡藩」の項で、

農耐国、安南之附庸也。其君長阮福暎攻滅安南、上表請錫封、願以南越名国。部臣議駁、以越字冠于上、封為越南王。

是癸亥（嘉慶八年）皇曆齋咨官手本中所録也。

とあるからである。癸亥皇曆齋咨官がかりに癸亥（嘉慶八年）九月十九日にソウルを出発した使節を指すとすれば、撰者の加わった冬至使は翌年のものとすることもできる。では、遅くとも何年までの冬至使であるかといえ、嘉慶帝が死去した純祖二十年（嘉慶二十五年）七月以前のもの、つまり前年の純祖十九年（嘉慶二十四年Ⅱ一八一九）以前のものと考えるのが妥当であろう。というのは道光帝が全く出てくることがないばかりか、「城闕」において、

乾清之東有奉先殿、而其西間有毓慶宮、即嘉慶帝潜邸也。

靈壽宮在奉先之後。乾隆伝位後、時々所御。

と記し、これらの記事が嘉慶年間に書かれたことを推測させるからである。

中国人の名としては、「風俗」で陳希曾が登場する。しかし、問題の『薊程録』の年代確定の決め手とはならない。

内容は他の燕行録ではほとんど見られない記事が散見する。たとえば清代では府境や県境に、そこが境界であることを示す「交界牌」つまり道路標識が立っていたこと、「道里」に記されていることによって、筆者は初めて知った。

自寧遠始有交界牌、架木為牌門、以木板加簷、而或二門或三門焉。書其扁曰某県其站。

また、「言語」では満州語をハンゲルで次のように表記している。

嘗於鴻臚演儀及元正朝見聞、臚唱之声亦能清遠、響振殿庭、而蓋唱進曰이버라、跪曰나쿠라、叩頭曰히귀러、退曰버드러、清訳輩粗解矣。

先行する燕行録を参考にした部分も多いが、撰者自身の見聞にもとづく珍しい記事も多い。

〔テキスト〕

鈔本、一冊。印章としては「今西龍」「今西春秋図書」「天理図書館蔵」「今西文庫」印のほか「金学民章」印がある。稚叙は後に示すとおり金学民の字であり、これは自蔵本と考えられる。印章の判読には藤本幸夫氏の協力を得た。巻頭第一葉一行目に『葡程散考』と題し、この種の燕行録では珍しく「江陵金学民著」と撰者名を明記する。

〔撰者略歴〕

巻頭に「江陵金学民著」とあり、江陵の人である。本書から、全学民がいかなる人物であったかは、把握しにくい。ただ、同じ燕行時の記録である徐有素撰『燕行雜録』内篇、第一篇、三使以下渡江人員に、

金学民（字稚瑞、副使從姪）

と見える。⁽¹⁶⁾この時の副使は金啓温で字は玉如、号は寤軒。英祖四十九年（乾隆三十八年〓一七七三）に生れ、正祖戊午科（正祖二十二年〓嘉慶三年〓一七九八）に及第している。金学民は副使軍官という肩書きで燕行した。同じく金啓温の從姪金学曾も同じ副使軍官という肩書きを帯び燕行した。

金学民のことはやはり『燕行雜録』内篇、日記、純祖二十二年十一月二十日の条に、

副房軍官金学曾字稚三、金学民字稚叙、皆為副使堂姪、李泰緒字汝林為副使戚從姪。人品皆佳而且詩。と出てくる。

〔旅程〕

純祖二十二年（道光二年）

十月二十日

ソウル発

十一月二十五日 渡江

十二月二十四日 北京着

純祖二十三年（道光三年）

二月四日 北京発

三月三日 渡江

三月十七日 ソウル着

〔内容〕

このたびの燕行使は冬至使であり、正使は金魯敬であった。この旅行団には、その子の金命喜と知人である金善臣とが加わっており、金学民との詩の贈答も見られる。

日記を主とし、しばしば詩を交える。ただ日記については凡庸な観察が多く、詳細さの点で『燕行雜録』日記にはるかに及ばない。詩についても、特に印象に残るものはない。『燕行雜録』を補う史料としては、使用し得る。また、旅行時に宿泊した民間人の姓名あるいは姓のみを几帳面に記す。両者を比較すると、朝鮮国内の旅程で両者は数日間ことなる。おそらくは副使一行が先行し、三使（書状官）一行が後行しているためである。

巻末に「治郡要訣」九葉を載せる。これは朝鮮における地方官としての心得、すなわち官箴書である。このようなものを付載する点でも珍しい。

17. 『隨槎日録』一卷 撰者未詳 東北大学附属図書館蔵

〔テキスト〕

鈔本、一冊。同治三年甲子（高宗元年Ⅱ一八六四）三月の日付をもつ撰者の子が書いた跋文によれば、撰者は乙未（憲宗元年、道光十五年Ⅱ一八三五）に四十五歳で死去した。遺稿として詩文数百篇とこの随槎録を得たが、同治三年に清書したという。すなわち本書は撰者の子が鈔写したものであり、これが拠った原本があったはずであるが、その存在を確認できない。本文の最後に、

燕行雜絶百首及与諸中朝士往復詩札、以編重故別載於詩文集中焉。

とあるのは、この子を書いたものに違いなく、たしかに本書には燕行時に作った詩文のたぐいは収録していない。

李晩圃（晩圃は号）が丙戌（純祖二十六年Ⅱ道光六年Ⅱ一八二六）九月に書いた「随槎録序」が付せられている。この時の燕行使は純祖二十六年三月に帰国しているから、帰国の熱気がまださめぬ間に、撰者は日記を整理したものと考えられる。

〔撰者略歴〕

撰者は未詳である。ただ〔テキスト〕の項で述べた撰者の子が書いた跋文によれば、憲宗元年（道光十五年Ⅱ一八三五）に四十五歳で死去したというから、撰者は正祖十五年（乾隆五十六年Ⅱ一七九一）生である。

跋文によれば、撰者の家は恩津にあり、貧しかった。平壤の巨儒、金正中（一翁、自在庵）にソウルの科挙試験場で遇ったのが機縁で、平壤にある金正中の家塾で教えたようである。ここで觀察使として赴任してきた李尚書の知遇をえた。李尚書はその臨終に際して、その弟の李晩圃に托したという。撰者は李晩圃の秘書のような仕事をしていたようである。李晩圃が燕行するに際して、やはり随行させた。李晩圃「随槎録序」にも撰者が同行したことを述べる。またこの「随槎録序」によって、撰者の号は杞泉であったことがわかる。

では李晩圃とは誰であろうか。純祖二十五年（道光五年Ⅱ一八二五）冬至使の正使は李勉昇、副使は李錫祐、書状官は朴

宗学であったから、李勉昇か李錫祐であることは間違いない。本書でしばしば「使爺」と出てくるのが撰者の随行した主人であることは間違いない、さらに「使爺与副三房云云」としばしば表現しているから、「使爺」とは正使の李勉昇をいっている。李晩圃は李勉昇である。ただ李勉昇には文集がなく、これから撰者の特定に迫ることはできない。

撰者は科挙に合格することなく、本文中の中国人との筆談の中でも、「以布衣従事、原無官職」というとおり、随行時には官位になかった。その子の書いた跋文から見ても、死ぬまで科挙に合格せず、官位につくことはなかった。

〔旅程〕

日記は往路に渡江した日から始まり、復路に渡江した日で終わっている。『同文彙考』を参考にして、ソウル発着を加えると、次のごとくである。

純祖二十五年（道光五年）

（十月二十六日） ソウル発

十一月二十六日 渡江

十二月二十四日 北京着

純祖二十六年（道光六年）

二月二日 北京発

三月三日 渡江

（三月二十二日） ソウル着

一行の人員は「数百余人」としか記さない（三月三日）。

〔内容〕

本書は、撰者名を記さないだけでなく、燕行の年も明記しない。「乙酉十一月二十六日己酉、晴。自義州渡江、云々」と書きはじめのみである。しかし、この乙酉が純祖二十五年（道光五年＝一八二五）であることは内容から見て疑いを容れない。本書はこの年の冬至使正使李勉昇の従者による燕行録である。

撰者とともに随行した人物として、玄対と雨村（雨邨）という兩名がしばしば登場する。今は残念ながら彼らの本名を明らかになしえない。撰者は中国語会話をなしえず、中国人との交流はもっぱら筆談によったが、玄対と雨邨は出発前から中国旅行にそなえて、中国語会話の練習をしていたのであろう。初めての燕行であったにもかかわらず、

入柵数日、雨邨・玄対頗学漢語、招来主人、故作答問、茶飯数句語、酬酢如流。主人怪問、公子此行凡幾塘云々（番曰塘）。

と入柵後間もない頃の情況について記し（十一月二十九日）、また四日後には、

玄対・雨村舌根柔軟、聞輒伝誦、誦輒不訛。舌訳家皆服其聡敏。

という通訳官も驚くほどの能力であった（三月三日）。

この日記には、異国北京で中国人と交際し、各地を観光する喜びがあふれている。撰者の息使いが聞こえるようである。不遇な分だけ解放感があったのであろうか。彼および一行人員が交流した中国人として、曹江、呉思権、周達、薛仍、李徳隅、方某（挙人）などが登場する。ここでは、玉河館すなわち北京を出発する前々日の一月三十日、撰者が画舗で遭遇した挙人、李徳隅に送った詩の一部を転載する。

我生東海表、藐然若礪空、心眼不自広、文字詎能工、猶有遠遊志、足迹徧西東、譬如処井蛙、跳斃楽在中、一渡鴨緑江、弊貂臨北風、壯觀亦有因、従我晚圃公、愧乏書記才、翩々若赴戎、秦城萬里遠、遼野一望空、上觀天子都、包海以為雄、

18. 『游燕藁』三卷 洪錫謨撰 京都大学文学部図書館蔵

〔テキスト〕

鈔本、三冊。表題については、第一冊巻頭で「游藁上」とするが、第二冊巻頭で「游燕藁中」、第三冊で「游燕藁下」とする。封面に題字はない。

『韓国古書綜合目録』頁二二〇四によつて韓国国立中央図書館にも洪錫謨撰『游燕藁』三冊が蔵されることを知りうるが、未見。したがつて京都大学文学部図書館本との優劣、異同は判断できない。京都大学文学部図書館本は、明治四十二年（一九〇九）十二月二十日の受入印があり、虫食いが甚だしい。

〔撰者略歴〕

洪錫謨は正祖五年（乾隆四十六年〱一七八一）く？。本書卷二、「奉贈曹玉水中書江」の自注で、洪錫謨自ら辛丑年（一七八一）生であると言ふ（正月二十四日）。

洪錫謨の祖父は有名な洪良浩であり、彼も正祖六年（乾隆四十七年〱一七八二）と正祖十八年（乾隆五十九年〱一七九四）に冬至使として入燕し、燕行録もその文集『耳溪集』卷六に「燕雲紀行」として、卷七に「燕雲統詠」として収録される。紀昀は『耳溪集』に序を書いて贈るほど交遊が深く、洪良浩は帰国後も紀昀との書函の往復を続けた。彼は紀昀との往復書簡を編纂し『斗南神文集』と名付けたという（正月十三日）。洪良浩の子洪羲俊は父の燕行に随つた。そして洪羲俊が純祖二十六年（道光六年〱一八二六）に冬至使正使となつて燕行するにあたり、今度はその子の洪錫謨が随行することになつたのである。このこと、ソウルを出発する日のところで記す。

洪錫謨は『国朝榜目』にその名を見いだすことが出来ず、文科に及第していないようである。本書は、彼が四十六歳から

四十七歳における燕行録の記録であるが、彼が何らかの官職についていたようにない。

彼の文集として『陶厓集』不分卷八冊があり、その原稿本は蔵書閣に蔵される。ほかに、『黄澗郡邑誌』などの著述があること、各種書目に見える。

〔旅程〕

純祖二十六年（道光六年）

十月二十七日 ソウル発

十一月二十七日 渡江

十二月二十六日 北京着

純祖二十七年（道光七年）

二月四日 北京発

三月四日 渡江

（三月二十一日 ソウル着 『同文彙考』）

〔内容〕

洪錫謨が冬至使正使である父に随い、純祖二十六年（道光六年Ⅱ一八二六）に燕行したときの記録である。ちなみに副使は申在植、書状官は鄭礼容であった。

体裁は毎日書き付けた詩を中心とし、詩題と詩そのものに詳細な自注をつける。歴史史料としては、こちらの自注の方が重要である。

沿路での観察、北京での観光、ともに特色といったものは見られない。ただ、清朝文人と数多く交わっているのが、洪錫

謨及びこの燕行録の特徴である。祖父の洪良浩と紀昀とに交わりがあったのはすでに述べたが、その縁によって紀昀の孫、紀樹蕤の宅を訪問している（正月十三日）。紀樹蕤は紀昀の第五孫で生員、宣武門外虎坊橋の東の故宅に住んでいたという。この地は、現在、晋陽飯莊のある地であろうか。このほか、彼が交わった清人として、曹江、戴嘉会、張祥河、徐松、陸繼輅、熊昂碧、蔣秋吟（本名わからず）、陳延恩、陳孚恩、蔣鉞、劉玟、賈漢、張深らの名が出てくる。

19. 『隨槎日録』 不分卷 撰者未詳 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、存一冊。印章は「今西龍」「天理図書館蔵」があるのみである。

内容はソウル出発の純祖二十九年（道光九年Ⅱ一八二九）十月二十七日から、北京滞在中の同年十二月三十日までであり、肝心の北京滞在の中心部分と帰国の部分が欠けている。これは本書が本来二冊あるいは三冊からなっていたことをうかがわせる。

なお林基中編『燕行録全集』第五十九冊には、洪景海撰『隨槎日録』を収録する。あるいは本書の撰者を推定する手掛りにならないかと思ひ、見てみたところ、この書の「燕行年代」を編者は英祖二十三年（乾隆十二年Ⅱ一七四七）とするが、これは燕行使ではなく日本へ行った通信使の記録である。もちろん本書とは全く内容が異なる。

〔撰者略歴〕

撰者は今のところ、全くわからない。往路の渡江の時に詠った歌で、

誰知碌碌老書生、遽作戎装出塞行。

と詠う（十一月二十五日）。したがって相当に年をとり、官位にない人物が撰者であったと考えられる。

詩に多く游荷という人物に贈った、あるいは唱和したものがあつた。游荷行台と記すところからすれば、游荷とは書状官であつた趙秉龜の号であると考えられる。撰者は恐らくはこの書状官の随員として燕行した。

なお、同じく同行した趙秀三という人物について、

趙芝園秀三隨書狀行、今年為六十八、而七赴燕京、文詞氣力老健可喜。

と記し、さらに、

陽齋姜子鍾在応亦隨書狀行、文士也。

と記す（十一月十八日）。趙芝園の名は、本解題12『燕行詩（薊程詩稿）』でも登場しており、彼の七回の燕行のうち一回が純祖三年（嘉慶八年＝一八〇三）の時のものであつたことは疑いない。彼らがともに書状官の随員であつたことから、撰者も書状官の随員であつたことをうかがわせる。ただ、撰者にとっては「一見中原猶宿願」とその詩に言うように（十月二十八日）、今回の燕行が初回であつたようである。

〔旅程〕

すでに述べたように、本書は北京到着までしか残っていない。

純祖二十九年（道光九年）

十月二十七日 ソウル発

十一月二十六日 渡江

十二月二十六日 北京着

〔内容〕

冬至使一行の記録である。毎日の日記を中心とし、時おり詩歌を混える。他では見られない記述がしばしば見られる。な

お、姜時永『輜軒統録』（『燕行録全集』第七十三冊所収）は、純祖二十九年の冬至使に遅れること三日の十一月一日に追ってソウルを出発した進賀兼謝恩使の書状官、姜時永が書いたものである。二つの燕行使は、北京で同じく玉河南館に逗留した。

20 『燕槎酬帖』 不分卷 曹鳳振等撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、二冊。晩悟、慎菴、憲秀の三人が燕行時に互いに応酬し交わした詩を、おそらく帰国後に整理したものである。たとえば巻頭には「鴨江饒席共賦」と題があり、次に右記の三人が作った同じ「千」字で終える七言絶句がならぶ。文字の上からしばしば直接書き直し、つまり改修を加えている。誰がこの整理に当たったのか決め手はないが、晩悟すなわち朴来謙である可能性が最も高いと考える。印章としては、「今西龍」「天理図書館蔵」の印があるだけである。

〔撰者略歴〕

この『燕槎酬帖』には、これが何年の燕行時の時のものか、そして晩悟、慎菴、憲秀の本名が何か、全く記さない。内容から、この燕行が通常と同じ冬至使のものであることは明かである。正月元旦に太和殿でおこなわれる元朝について記すのも、このためである。

結論を先に言えば『燕槎酬帖』が作られた燕行は、純祖三十三年（道光十三年 一八三三）、謝恩兼冬至使として行ったときのものであり、正使は曹鳳振、副使は朴来謙、書状官は李在鶴であった。

決め手は次の諸点である。まず、中国人である葉志誥の自宅を訪問した詩がある（『葉東卿〔志誥〕宅後子午泉、烹茶味香、要余一詩』）。葉志誥は乾隆末年から道光年間に広く朝鮮知識人と交遊した人物である。

第二に「回到湾上、呈謝恩三价（使）」と題する詩がある。これは帰途に義州に至ったところで、これから謝恩使として北京に行こうとしている燕行三使に贈ったものであるが、上使洪景修、副使李景服、行台（書状官）金九汝と人名が記される。このうち、金九汝の本名は金鼎集、九汝はその字であること、『朝鮮人名辞書』によって知られる。金鼎集が書状官として燕行した年次を『同文彙考』で調べると、純祖三十四年（道光十四年）の進賀兼謝恩使をおいてありえない。正使は洪景謨、副使は李光正であり、李光正の字は景服であるから、これも確証となる。このたびの燕行は、その前年のものをおいてありえない。

さらに「演礼鴻臚寺、見緬甸国使」と題する詩があり、この時の燕行使は鴻臚寺において緬甸国からの使節と遭遇している。『清実録』道光十三年十二月乙丑の条には、朝鮮使臣の曹鳳振ら三人と緬甸国使臣四人が午門外で道光帝に見えたとの記事があり、確かに緬甸からの使臣が入朝していたことがわかる。『燕槎酬帖』はこの年のものであること、疑いを容れない。

では、晩悟、慎菴、憲秀とは一体誰なのか。この時の燕行使正使は曹鳳振、副使は朴来謙、書状官は李在鶴であった。このうち曹鳳振の字は儀卿、号は慎菴であったことから、慎菴が曹鳳振であることはまず間違いない。さらに晩悟という人物は、「入瀋陽」と題する詩において、「再到瀋陽界」と歌い、「萬泉（瀋使時寓萬泉寺）如有待」と詠い、さらに「五載又天涯」と詠い終えている。晩悟はこの年の四年前に瀋行使として瀋陽に來た人物であった。『同文彙考』によれば、純祖三十三年（道光十三年）の四年前の純祖二十九年（道光九年）の間安瀋行使以外にありえない。この瀋行使は正使が李相璜、書状官が朴来謙であった。とすれば、晩悟とは道光九年瀋行使書状官であり、かつまた道光十三年燕行使副使となった朴来謙である蓋然性は極めて高い。

朴来謙に道光九年瀋行の記録『瀋槎日記』がある（本解題、凡例一の（1）（4）所収）。

〔旅程〕

本書は酬帖であるから、旅程は記さない。『同文彙考』によれば、

純祖三十三年（道光十三年）

十月十七日 ソウル発

純祖三十四年（道光十四年）

三月十八日 ソウル着

であつた。

〔内容〕

内容はすでに〔テキスト〕などで述べた。渡江すなわち往路に鴨緑江を渡つて野宿したところから酬詩が始まり、復路に義州に至つたところで終える。

21. 『玉河日記』 不分巻 金賢根撰 京都大学文学部図書館蔵

〔テキスト〕

鈔本、三冊。印章は、「京都帝国大学図書之印」と明治四十三年（一九一〇）の受け入れ印があるだけである。他本の現存を確認できない。随所に書き込みや削除の後があり、撰者自身の稿本であることは疑いない。虫食いが甚だしく、判読できない部分がある。

〔撰者略歴〕

金賢根は明温公主の駙馬であり、東寧尉であつた。父は信川郡主であつた金学淳。この時の燕行の主な目的は、純祖が

死去し、憲宗が即位して三年の喪が明け、王妃の冊立を奏請することであった。このような特別な燕行の時は、李朝宗室関係者が正使となる。金賢根が正使となったのは、彼が国王の駙馬であったからにほかならない。なお副使は戸曹参判でこのとき礼曹判書の肩書きを加えられた趙秉鉉であった。また金賢根自ら金尚憲の子孫であると述べ（五月二十一日）、名族安東金氏の一員であることがわかる。

〔旅程〕

憲宗三年（道光十七年）

四月二十日 ソウル発

五月十三日 渡江

六月十三日 北京着

七月六日 北京発

七月二十七日 柵門着

（八月十五日 ソウル着）

一行人員数は不明であるが、七月二日に下賜の金品をもらいに午門外へ行った時の記録で、主客司の移文には下賜品が賞与された三使以下、大通官、押物官、得賞従人と、無賞従人の計二〇八人であったとする。

〔内容〕

憲宗三年（道光十七年一一八三七）燕行時の記録である。ソウル出発から帰途、中国側の国境の町である柵門に到着したところまで記す。通常の燕行録と異なり夏期の燕行記録であるから、遼寧省瀋陽の南、渾河下流の爛泥堡の付近で「泥濘如海」き様にあい、難渋する様を記す。貢物と乾糧を運搬する車が遅れに遅れて北京に到着したのも、遼陽、瀋陽以西で連日

の大雨にあつたためであり、荷車が到着した日は六月二十七日であつた。もつとも金賢根の觀察によれば、

蓋大車之行、本自重遲、而馬頭輩陰締幹車的、添載私貸、故發最後、而行亦滯、其奸弊已久、阻雨者托辞也。

であつた。馬頭とは朝鮮から随行した馬引き、幹車的とは干車的とも書き、中国側の車夫である。北京での暑さも耐えがた

く、
及到京、瘴熱尤劇、单衫露坐、汗不禁流。

と記す（六月二十九日）。

貢物を載せた馬車が遅延したところに記したように、その觀察はその叙述とともに詳細である。一行に副房裨將の朴思浩が加わっていたことについて書かれたところがあり、重要である（七月五日）。朴思浩にはすでに有名な燕行録『心田稿』、『燕薊紀程』、『留館雜錄』、『応求漫録』がある（本解題、凡例、一の（1）（2）（4）所収）。もつとも『心田稿』は道光八年の旅行記である。朴思浩は裨將であり身分は低かつたが、彼と交友を持った中国人の洪齡孫の朴に対する態度を、

甚慇懃属情如是。中原人之愛好人倫、殊可欽也。

とする。副使が周濂溪の後という二十三歳の周循と面会した時も、

大抵中国人士之待我者、其所礼貌之愛好之形於辞色、而我人乃反驕傲粗疎、自露其醜、不独文辞而已。

と記す。ここに見えるように、金賢根の觀察、批判は、中華の礼は東国朝鮮にのみ残る、とする空虚な觀念論からするものは少ない。反満感情はもとより皆無ではないが、目立たない。

金賢根自身は中国知識人と交遊していないが、当時、朝鮮知識人と中国知識人との交遊がいかに頻繁で密なるものであつたか、記している。

22 『燕薊紀畧』四卷（欠卷二） 趙鳳夏撰 京都大学附属図書館蔵（河合文庫）

〔テキスト〕

一帙に三冊が入っており、京都大学に入った時点（大正八年Ⅱ一九一九年の受入印あり）ですでに一冊欠であったと考えられる。なお林基中編『燕行録全集』（第九十八冊）に『燕薊紀畧』を収録し、年代・撰者ともに未詳としており、あるいは趙鳳夏のこの燕行録の欠巻部分かと思って調査したところ、これは高宗十三年（光緒二年Ⅱ一八七六）謝恩兼歲幣行の時の記録であり、撰者は副使の李容学であること、明かである。趙鳳夏のものとは無関係である。現在のところ、他本の現存を確認できない。

〔撰者〕

趙鳳夏は人名辞典の類では出てこない。蔵書目録によるかぎり、他の著作の現存を確認できない。しかし、彼の父は本文中に「憲宗三年（道光十七年Ⅱ一八三七）に奏請副使として赴燕した」と記すから（十月二十八日）、父が趙秉鉉であることは疑いない。趙秉鉉は豊壤の人で吏曹判書趙得永の子。憲宗十三年（道光二十七年Ⅱ一八四七）に巨済に謫流され、翌年死を賜っている（『国朝人物志』）。祖父を「文忠公」と呼び、趙秉鉉の父趙得永の諡が文忠公であるから、趙得永の孫であることはさらに疑いない。『朝鮮王朝実録』憲宗六年十月辛巳によれば、趙鳳夏は奎章閣待教であった。

〔旅程〕

憲宗八年（道光二十二年）

十月十九日 ソウル発

十一月二十二日 渡江

十二月二十日 北京着

憲宗九年（道光二十三年）

二月六日 北京発

三月十一日 渡江

三月二十九日 ソウル着

「入柵報單」（卷四）で人二百六十七人、馬百六十一匹、包千二百五十包とし、「使行到京咨」でも合計二百六十七人とする。

〔内容〕

普通の冬至使であり、旅程等に特別なところは見られない。ただこの一行が赴燕した道光二十二年（一八四二）は、アヘン戦争勃発後の二年後のことであり、南京条約が締結された年である。アヘン戦争がようやく終息したことは、往路この年の十一月二十八日に北京から帰国途中にあった皇曆齋咨官から「嘆咭喇近幸講和」と聞き、「意外得此信」と記している。また、卷四「聞見別單」では、次のように記す。

大抵近来滿漢文武大官益不相能、而漢人之投入於英、嗾者無數、戰鬪之時、陰護漢人。故皇帝軫生疑慮、東南大官、專任滿人、則乘時貪賂、見賊逃避、猶或追罪。漢人雖殫誠效力、為滿人所節制、不能盡意防禦、輒未免於禍敗。且漢人之老成有聲望者、居多黜免。：漢大臣王鼎治河而歸。引見時、條陳嘆難守禦之得失、因請用漢人、語多不諱。退構遺疏、極言時事、即夜吞金而歿。其子沆遂畏約、不敢呈其疏、至今年皇帝仍不補缺、是白齊。

清朝側の敗北とは必ずしも把握されていないこととともに、滿漢の対比がことさらに強調されている点に興味深い。叙述は詳細であり生彩に富む。明の勅使を天使と称し、一字上を欠字にする。金昌業『稼齋燕行日記』朴趾源『燕河日記』侍講院日記』『瀋館日記』『輜軒日記』『日下旧聞』などをさり気なく引く。第四卷に關連文書を記すほか、卷三に記す雜録は

中国（北京）の風俗を知るうえで大いに有用である。

趙鳳夏はすこしばかり中国語会話ができたようであり、漢音を聞き分けることができたようである。「余問做甚麼業、則答以父子兄弟皆做商業」（十二月六日）などがある。またしばしば漢音をハングル表記する。たとえば、「石山站시산잔与十三山시산同音」などがそれである（十二月七日）。卷三の雑録で特に多くハングル表記が見られ、たとえば「言語」の項で、「東人之不曉漢語者、輒以不懂（漢音早昏、蓋謂不通）答之、則彼必相看笑曰、爾們的話頭、吾們的話頭、爾們的不懂云矣。」とある。もつとも、彼が漢音をハングル表記したものについては、あるいは方言（口音）によるのか、時代にもない変化したのか、現在の「普通話」と一致しないものがある。

23 『燕行録』 不分卷 朴永元撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、三冊。内題で『燕行録』とし、外題では『燕行日録』とする。現在のところ、天理図書館本のほかに現存を確認できない。

具注曆および『周礼』刊本の廢紙（紙背）に楷書、行書、草書三体を混えて鈔写している。全巻で三百葉をはるかに越えており、燕行録の中では比較的大部なものである。

〔撰者〕

撰者名は明記しないが、この赴燕が憲宗十二年（道光二十六年Ⅱ一八四六）進賀兼謝恩使としてのものであり、しかもその正使が撰者であるから、朴永元のものであることは明かである。ちなみに副使は趙亨復、書状官は沈熙淳であった。

朴永元は正祖十五年（乾隆五十六年Ⅱ一七九一）～哲宗五年（咸豊四年Ⅱ一八五四）、字は聖氣、梧墅と号す。高靈の人。

純祖十三年司馬に中り、純祖十六年（嘉慶二十一年Ⅱ一八一六）に殿試丙科に中る。

礼曹判書であったとき、判中枢の肩書きを帯びて赴燕している。時に五十六歳であった。右議政、左議政をも歴任し、六十四歳で死去している。諡は文翼。文集に『梧野遺稿』十六冊、鈔本があり、梨花女子大学に蔵する。

〔旅程〕

憲宗十二年（道光二十六年）

三月十二日 ソウル発

四月三日 渡江

五月二日 北京着

五月二十八日 北京発

六月八日 渡江

六月二十六日 ソウル着

入柵時に、人二百六人、馬百十五匹と記す（四月四日）。

〔内容〕

すくなくとも解題者には、面白いと思うところが少ない日記である。特別な緊張感を感じられない。三跪九叩頭についても、事実を記すのみであり、何らかの感想は記さない（五月二日・九日）。中国人との筆談が少ないこと、あっても簡略であることも、この日記を面白くないものとしている要因である。目で見た事実、それに各所の来歴を詳しく記すだけである。たとえば、国子監にある石鼓文について、各家の考証をも含めて詳細に記す。

各所の来歴を記すに際しては『大明一統志』『大清一統志』『通文館志』『東国輿地勝覽』『春明夢余録』などのほか、『燕

『雲遊史』を最も多く引用する。この書は、もと徳富蘇峰蔵書を収める成篁堂文庫（日本、東京）に、八冊本として現存するようであるが、未見である。朴永元『燕行録』五月十六日の条に、これを冠巖の作と記し、冠巖とは洪敬謨のことであるから、彼が純祖三十年（道光十年Ⅱ一八三〇）に副使として赴燕したときか、純祖三十四年（道光十四年Ⅱ一八三四）に正使として赴燕した時のものである可能性が強い。ほかに『北轅録』もしばしば引用され、韓国の三図書館にもあるようであるが、未見である。⁽¹⁷⁾このような書物からの引用が多いことも、叙述に間のびしたものを感じさせる一因となっている。

24. 『燕行日記』 一卷 黄某撰 東洋文庫蔵

〔テキスト〕

鈔本、一冊。第一葉に方形の印があるが、あまりに不鮮明であるため、筆者には判読できない。『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』では、黄惠翁撰とする。これは、『燕行日記』巻頭に掲げられた崔日奎撰の序文の中に「是時、同僚黄司果惠翁亦以太医特蒙天恩、馭馬華蓋、原隰駢馳。」と記すところに拠ったと考えられるが、通常、この種の序文で本名を書くことはありえず、惠翁は字であるか号であると考えられる。なお、中村栄孝「事大紀行目録」には、

燕行日記 黄惠菴 写 一冊 憲宗十五・道光二十九・一八四九 藤塚城大教授

というものがあり、おそらくはこの『燕行日記』と同一のものと考えられる。もと京城帝国大学教授であった藤塚城大教授の書、あるいはその鈔写本であろう。ただ撰者を黄惠菴とする点、何らかの根拠があるのであるが、今は明らかでない。撰者の黄某が医官であったことは明らかであるから、『医科榜目』（天理図書館蔵）を調査したが、黄惠翁、黄惠菴に該当する者は見出せなかった。また『朝鮮王朝実録』を検索したが、黄惠翁、黄惠菴ともに見出せなかった。今のところ、黄某撰とするほかない。

〔撰者略歴〕

撰者を特定できないこと、右に記したとおりである。

〔旅程〕

卷末に「己酉七月十七日燕行往還路程記」と題する詳細な路程を記す。

憲宗十五年（道光二十九年）

七月十七日 ソウル発

八月七日 渡江

九月九日 北京着

十月十七日 北京発

十一月十六日 渡江

十二月一日 ソウル着

〔内容〕

憲宗十五年（道光二十九年＝一八四九）の燕行録である。正使は朴晦寿、副使は李根友、書状官は沈敦永であった。目的は憲宗の死去を報告し、承襲を請うことであった。撰者の黄某は、「太医」として随行した。この『燕行日記』は、八月七日の渡江から書き始め、日記自体は十月二日に貢物を納入しに宮城に上がり、太和殿について記したところで終わっている。その次に、太学、蘆溝橋、風俗、所産、燕台八景の項目を立てて記す。風俗の項は特に生彩がある。次に正使朴判府事晦寿以下、合計二十二人の一行の名簿を記す。ただし、自らについては記さない。医官としては「医員金僉正相義」のみ記す。なお玉河館内では、著者は金相義と同炕であった。最後に先述の「己酉七月十七日燕行往還路程記」を付する。

この燕行録は、随員の医官が書いたものとして珍しい。中国領内の柵門において、山東人の王匯川なる人物が、撰者が医术を知るところを聞き、「子供がまだないが、子供が出来る処方箋を教えてください（無子。請教求嗣之方）。」と求められ、「君試加味八味元、内内則（彼人称妻曰内内）試附益地黄元。必有庶幾之望。」と答え、「遂録授而帰、彼合掌而謝矣。」（八月八日）、と記している。また北京琉璃廠の書店を訪れたときも、

余入於街北第三家、求本草、景岳、保元、以銀三兩交貿。

と珍しい記述を残している（九月十四日）。

この撰者にとって燕行は、その巻頭で、

以太医特蒙天恩、是随行大臣之礼、而余之所平生願一大觀者也。

というとおり、一生の願望であり、その実現であった。山海関に至ったところでは、

児時読史記、至秦皇築万里長城、西至臨洮、東至遼東之篇、以為絶遠難見之地。今匹馬來見、男兒事固不可知也。

と感慨を記す（八月二十九日）。叙述が生彩に富み、他では見られない記事が多い。北京旅行を楽しんでいるためであろう。

なお、憲宗十五年（道光二十九年）の燕行録として林基中編『燕行録全集』第九十冊には撰者未詳として『燕行日録』を収録する。ただこれは清朝の上奏文や上諭を編集したものであって、いわゆる燕行録ではない。したがって本書の考証には役立たない。あるいはこの資料の来源は邸報であろうか。またこの『燕行日録』は、憲宗十五年（道光二十九年）一八四九の冬至使行として行った者が獲得した情報であると思われる。

25 『燕行日録』一卷 李啓朝撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。『今西博士蒐集朝鮮關係文獻目錄』によれば、「燕行日記（道光二十九年十月）李啓朝 昭和六年七月上旬李聖儀ヨリ購求」との今西龍の手記があるというが、今はなくなっている。印鑑は、「今西龍」「今西春秋」関連のものがあるのみである。

〔撰者〕

李啓朝は正祖十七年（乾隆五十八年Ⅱ一七九三）～哲宗七年（咸豊六年Ⅱ一八五六）、字は徳叟、桐泉と号す。慶州の人。純祖三十一年（道光十一年Ⅱ一八三一）文科及第。大司成、吏曹判書などを歴任（『朝鮮人名辞書』頁六二〇）。彼の文集は現存しないようである。『韓国古書綜合目録』では、今西龍所蔵としてこの『燕行日記』を記すのみである。

彼が李恒福の子孫であること、その宣祖三十一年（万曆二十六年Ⅱ一五九八）の燕行録である『朝天日乗』を引用するところから判明する。また後に紹介する『薊槎日録』の撰者である李裕元の父である。

〔旅程〕

憲宗十五年（道光二十九年）

十月二十日 ソウル発

十一月二十二日 渡江

十二月二十二日 北京着

憲宗十六年（道光三十年）

二月十二日 北京発

三月十三日 渡江

（三月二十七日 ソウル着 『同文彙考』）

北京入城時の人員として、礼部に報告したものによれば、合計三百五人の旅行団であった。

〔内容〕

李啓朝はこの年、冬至使正使として赴燕した。山海関を越えるあたりまでは、何の変哲もない旅日記である。むしろ先祖の李恒福『朝天日乗』の山海関へ至った部分を引用しつつ、これまで『朝天日乗』のこの所を読むたびに、自分も一見したものだと思っていたが、今この地を踏んでいる、幸せと言うべきではなからうか、との余裕を見せている。ところが、北京入城直前に思わぬ事件に遭遇する。それは道光帝の皇太后の死去のニュースに接したことである。北京入城の十二月二十一日、彼は「正朝朝賀、諸処觀光、無由得見、鎖在館中。甚是鬱悒。」と、せつかく北京まで来ながら觀光をすることなく帰国せねばならない憂鬱を正直に記す。年が明けて道光三十年の正月初一日にも、帰国が迫っているにもかかわらず玉河館内に閉じこめられ、新春の北京の情景を見られないことを、副使、書状官とともに嘆く。正月五日には膈痰の病気に加え、齒痛が大いに起こり、「終日不省人事」と言う。まさしく泣きつ面に蜂である。

ところが、正月十四日になると、さらに驚くべきニュースが入る。道光帝本人がこの日の正午に死去した、とのニュースである。続いて二十六日には咸豊帝が紫禁城の太和殿で即位することになり、はからずも祝賀の席に立ち会う。さらには、他の燕行使はめったに目撃することのない天安門上から金鳳を下す儀式をも目撃することになる。

出天安門外、觀頌詔節次、而門楼上読詔書後、千官於金水橋前行三拜九叩礼、自楼上金鳳脚下彩繩詔書隨下。そして、李廷龜が明朝泰昌帝の即位の儀式に加わったことを自らの体験と重ね合わせ、

衣冠物彩、非旧日様子。然盛拳則非尋常朝賀之比也。

と思わぬ偶然に喜んでいる。思わぬ事態に急転したおかげで、円明園にも行くことができ、簡単ながらも蘆溝橋、五龍亭（中南海）、雍和宮、国子監などへの觀光もすませて帰国している。

文中で、一箇所だけであるが、金昌業『稼齋燕行日記』が引用されている。

26. 『燕槎日録』不分卷 鄭徳和撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、三冊。印章は「今西龍」「今西春秋」「春秋文庫」「天理図書館蔵」それに昭和四十年（一九六五）十月八日天理大学図書館の受け入れ印のみである。『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』等で、撰者未詳とする。

欄外にいくつか朱筆の書き込みがある。たとえば瀋陽の「孝廟所処館舎」に圈点が付けられ、欄外に「孝宗所在館、孝宗丙子在館所、下二記事アリ」というカタカナ混じりの書き込みがある。

〔撰者略歴〕

撰者名は明記しないが、聖上即祚五年冬の冬至使で、正使は判府事の金緯、副使は戸曹参判の鄭徳和、書状官は司僕正の朴弘陽という。哲宗五年（咸豊四年Ⅱ一八五四）燕行使であることは明かである。

ただすでに述べたように、本書には撰者未詳『随槎日録』（純祖二十九年、道光九年Ⅱ一九二八燕行、本解題19）を剽窃した部分が多く、撰者の確定には注意が必要である。決め手は、『随槎日録』にはなく本書にのみある記事である。たとえば、十一月十日の記事で「宣州に留まる」とした後に、

飯後上倚劍亭。与上使・書状同觀鴻門宴項莊舞。蓋此舞邑府之遺俗、而妓工之長技。云云。

と述べる。『随槎日録』では十一月十五日に宣川に到着したところで、

是日、倚劍亭詩曰、云々。

というだけで、正使、書状官と觀舞したことは全く記さない。このほかにも正使あるいは書状官と何かしたと記すところ

『随槎日録』には見えないことがいくつかあることから、本書の撰者が副使の鄭徳和であることは間違いない。もっとも、鄭徳和になりかわった者が書いた可能性もある。本解題5のように、『燕行日記』は李澤撰とするほかないが、彼の従者になりかわって日記を書いた可能性があり、この『燕槎日録』でもその可能性を否定できないからである。いずれにしても、目録上は鄭徳和撰とするほかない。

『朝鮮人名辞書』付載の『国朝榜目』によれば、鄭徳和は字は醇一、正祖十三年（乾隆五十四年一七八九）の生、草溪の人である。純祖十七年（嘉慶二十二年）庭試及第。燕行時には戸曹参判にあり六十六歳であった。本書中、自作の詩において「白髮元非求富貴」と記すのは、このためである。このような高級官僚でしかも高齢の者が、なぜ剽窃まがいのことをやったのか、明かではない。文集等、他の著作の現存を確認できない。

〔旅程〕

哲宗五年（咸豊四年）

十月十四日

ソウルにて、戸曹参判として歳幣・方物をチェック。

十月二十一日

ソウル発

十一月二十五日

渡江

十二月二十四日

北京着

哲宗六年（咸豊五年）

二月二日

北京発

二月二十九日

渡江

三月十八日

ソウル着

〔内容〕

はじめに「兩界図説」三葉があり、「尹鏐之此図、曾在備局」と自注する。東三省（満州）と朝鮮の歴史地理を概観したものである。

日記はまず当日の行動を二行ほどで簡単に記す。さらにその日の行動や見聞きしたこと、当地の歴史・文物などについて、注のような形で詳細に記す。さらに最後に、その日に作った詩を載せる。注のごとき部分には『隨槎日録』からの剽窃がなされていること、すでに述べたとおりである。さらに自分が行ったわけではない、たとえば正月二十五日に姪が行った白雲観およびそこでの出来事について、詳細に記すが、自分はこの日、正使・書状官とともに西山に遊覧に出かけていた。

北京観光案内とも言うべき部分は、彼が北京に入城した十二月二十四日の条の注の部分に詳細に記される。もちろんこの部分も、大半が他書においても見られるものである。哲宗五年の最後の日である十二月三十日の後に、「沿路拾遺」としてそれまでに書き漏らしたことを入れる。

第三冊目はじめ、すなわち日記のうち帰途で渡江した後に、「行中凡例」「総録十八省地方道里賦税地丁漕運銀穀数」「文職官階品級頂服俸禄」などを記載する。この後、また三月一日に義州での行動を記し、ソウルでの復命まで日記体が続く。最後に「路程記」としてソウルから玉河館までの道里を記す。

このように本書の構成は複雑であり、この点で珍しく、叙述は詳細であるが、目新しいと考えられる記事や特異な観察は極めてまれである。むしろ、何故このような剽窃まがいのことをやったのか、興味深い。ただ、正月四日からほぼ一日おきで『京報』の一部を抜粋し、一行が北京を離れる前日の二月一日まで続いているのは珍しい。これによって当時の大事件であった太平天国の動向について、鄭徳和も大いに関心を持っていたことがうかがいえる。

27. 『燕槎日録』三卷 金直淵撰 東京都立中央図書館蔵（中山文庫）

〔テキスト〕

鈔本、三冊。封面では三冊をそれぞれ燕槎日録天・地・人と記すが、巻頭ではそれぞれ燕槎日録上・中・下と記す。戦時下における特別買上文庫の一つであり、中山久四郎旧蔵にかかる。他本の現存を確認できない。

〔撰者略歴〕

金直淵は、純祖十一年（嘉慶十六年Ⅱ一八一）〜？。北京で自らの年齢を問われ、四十九歳であると答えている（正月二十二日、正月二十七日）。『国朝榜目』で一八一一年生まれとするのとは一致する。字は景直、清風の人、父は金鍾岳、憲宗十二年（道光二十六年Ⅱ一八四六）庭試及第と記す。さらに本書で、清人葉名澧（潤臣）から受け取った手紙を転載し、「品山先生閣下」と記すから、その号は品山であったと考えられる（二月三日）。

〔旅程〕

哲宗九年（咸豊八年）

十月二十六日 ソウル発

十一月二十六日 渡江

十二月二十五日 北京着

哲宗十年（咸豊九年）

二月四日 北京発

三月三日 渡江

三月二十日 ソウル着

「別単」では一行の人員を人三二〇人、馬一〇五疋とする。

〔内容〕

哲宗九年（咸豊八年＝一八五八）、謝恩兼冬至使の書状官として金直淵が燕行したときの記録である。

金直淵にはこの燕行録を公表するに足る紀行文とする意図があったかに見える。金昌業『老稼齋燕行日記』および朴趾源『熱河日記』にそれぞれ複数回言及している。恐らくはこれら先行する優れた燕行録を意識したのであるが、結果としての出来映えははるかに違っている。金昌業のように、時として漢語の俗語で会話を記録し、また漢人が朝鮮人の乗った車を指している言葉を、

曰「是加吾里也。勿犯也。」相戒而謹避之。華音高加吾里曰加吾里、麗曰里。故称高麗曰加吾里也。

などと記す（十二月七日）。ただ、漢語をほとんど聞き取ることが出来なかったようである。金昌業、朴趾源を指しながら、金直淵は頭が少し硬かったようである。中国人との筆談で興味深いものは、金昌業や朴趾源のものほど多くはない。わずかに、帰途の二月七日、玉田県に至った時に生員（優貢生）にして儒学訓導となる資格を持つ呉佩芬（称紉）、三十四歳と交わした筆談ぐらいではあるまいか。

呉佩芬は金直淵が持つ清心丸をもらいたくて近づいたようである。二人の間では、太平天国（長髮賊）、捻匪、青皮賊などについての筆談が進むが、次のような部分が見える。

問、「青皮賊如所謂赤眉黄巾之類、而此賊亦擾河南耶。」曰、「是江南福建土人跟随粮船拉縶者。近日粮船阻塞。該土人用度不足、故從而變賊。」問、「所謂長髮賊、似聞賊魁已死、余党自可指期勦滅耶。」曰、「如果如此、天佑其命。究不知天竟若何、命竟若何奈。老大人帰路経関外奉省一带、亦遍地是賊。云云。」……問、「如有此患、自官府亦難追捕耶。」曰、「我清官府多是尸位素餐、不肯認真辦理。語雖傷時、勢且如此。我清皇帝皆是好皇帝。真能匹美於有商賢聖之君六

七作。但臣下無面目見皇帝耳。」

太平天国はなお完全には消滅しておらず、清朝の危機を随所で記している。

西洋に対しては、断固たる排外の姿勢を示す（正月二十六日、二月五日）。しかし、排満感情も依然として甚だしい。明や皇明の文字の上一字は欠字にする。ソウルを出発するにあたって、彼は言う（十月二十六日）。

惟余生于偏邦、常有大觀天下之願、今行庶可少償。然猶不覺黯然自傷。夫所謂天下者、普天之下也。中国者九州之中也。中国之於天下、已不足以尽之。而一州之於中国、又不足以当之也。燕乃天下之北鄙也。……是謂之觀中国、則未也。況可謂大觀天下乎哉。

これは、十九世紀中葉朝鮮知識人の燕行や「世界」に対する一見識を示すものと言ってよい。ところが、さらに現実に観んとする中国そして北京は、「夷狄」の支配するところであった。

今清因旧而都之、雍天下之髮、左天下之衽。衣冠文物、非復旧時、則吾何足以觀乎哉。默然良久。

円明園の焼き打ちは咸豊十年（一八六〇）であり、金直淵はその前年の様を目撃し叙述する。付録する「見聞別単」「見聞雑識」ともに、中国咸豊年間の様子が記される。

28. 『遊燕録（燕行日記）』 一卷 撰者未詳 東洋文庫蔵

〔テキスト〕

鈔本、一冊。封面で『遊燕録』と記す。巻頭第一行で「燕行日記」と記すから、原則に従って『燕行日記』と書題で取るべきであるかも知れないが、後述するようにこの書を編纂した（成）楽淳は「遊燕録序」を書いている。したがって『遊燕録』を正題とする。前問恭作旧蔵。前問の蔵書印あり。

『燕行録全集』第七十八冊には、成仁浩（一八一五—一八八七）撰『遊燕録』を収録する。東洋文庫蔵本とこれとを対照すると、前者が日記を前に記し（『燕行日記』）、詩を後に分けて記す（『行中雜詠』）のに対し、後者は詩を日記の中に入れて込んでいる。叙述は後者の方が比較的詳細である。

『燕行録全集』所収本が、何を根拠にして成仁浩の撰としたのか未詳である。所蔵者あるいは所蔵機関を一切記さず、何を根拠としたのかを知る手がかりを持たない。『燕行録全集日本所蔵編』は筆者とともに林基中氏が編纂者であるが、東洋文庫蔵『遊燕録（燕行日記）』を筆者の目録作成に従って高宗六年（同治八年Ⅱ一八六九）の燕行時のものと記しながら、何故か撰者を「未詳」とする。これも夫馬の作成した「撰者未詳」とする目次をそのまま用いたからである。自分が編纂した『燕行録全集』所収本と対比してみるという極めて簡単で、また共同編纂者として当然の取るべき手続きも取られなかったようである。

『燕行録全集』所収本には、巻頭に「遊燕録序」があり、光武九年乙巳（一九〇五）九月下澣、不肖孫樂淳謹書」と記される。はたしてこの書が成仁浩の撰とすれば、彼の孫の成樂淳がこの序を書いたことになる。この序によれば、この年の秋に偶然、書篋から『遊燕録』と題された竹澗公が己巳年（同治八年）に李承輔（号、石山）と趙寧夏（号、惠人）に従って燕行した記録を見つけ、自ら整理したのだという。本文の中に明らかに（成）樂淳の文章が雑っている。

東洋文庫本がどのような経緯でこのような構成になったのか、明らかでない。

〔撰者略歴〕

前の「テキスト」の項で記したように、『燕行録全集』所収本の目次で成仁浩（一八一五—一八八七）の撰とするが、根拠が示されないから、撰者を今のところ明らかになし難い。しかし、前掲「遊燕録序」では、撰者五十五歳の時の旅行記であると記すから、撰者は純祖十五年（嘉慶二十年Ⅱ一八一五）の生まれであると考えられる。

〔旅程〕

高宗六年（同治八年）

十月二十二日 ソウル発

十一月二十九日 渡江

十二月二十六日 北京着

高宗七年（同治九年）

二月十五日 北京発

三月十五日 渡江

四月二日 ソウル着

〔内容〕

この燕行録が、いわゆる冬至使行のときのものであることは明かであるが、巻頭第二行目に「己巳十月二十二日、発行」と書かれるだけで、己巳が正確に何年かは書かれない。しかし、附載の「行中雜咏」の西山と題する詩の一句に、

洋人焚其殿閣、餘存者無幾。

と自注をつけていることから、この燕行が咸豊十年（一八六〇）にヨーロッパ侵略軍が行った円明園焼燬の後のものであることは明かである。そこで『同文彙考補編』『使行録』と対照させてみると、己巳とは同治八年（一八六九）であることが確認できる。辞階が十月二十二日で復令が翌同治九年四月二日であり、この「燕行日記」の記載と一致する。このこと、『燕行録全集』所収本「遊燕録序」で確認できる。『燕行録全集』所収本では、しばしば副使の趙寧夏（惠人）と行動を共にしていることが記される。おそらく撰者は趙寧夏の随人として入燕したのであろう。

この燕行録には、特別に興味深い記事は見られない。反清感情も、また北京はすでに円明園を焼き打ちされ、洋務運動のさなかにあつたが、特別な反洋人感情も見られない。少なくとも文字には表れていない。東洋文庫の蔵本では、清人との交遊を日記中で記さないが、『燕行録全集』所収本では、たとえば正月二十日の記事では、副使の趙寧夏とともに王璟（鶴孫）の家を訪問し、詩の贈答をするなどの記事がある。交際相手の清人として、李文田（翰林）、卓丙炎（秉炎、友蓮）、馬蕃康（筱谷、小谷）、段秀才、法雲大師などの名が見える。

29. 『北遊日記』 一卷 姜瑋撰 静嘉堂文庫蔵

〔テキスト〕

鈔本、一冊。静嘉堂文庫のほかにも、その所蔵は知られていない。この書が韓国学文献研究所編『姜瑋全集』（韓国近代思想叢書所収、ソウル、亜細亜文化社、一九七八）にも収録されていること、『燕行録全集日本所蔵編』の刊行後に知った。李光麟「『姜瑋全集』解題」によれば、この静嘉堂文庫本は姜瑋の自筆本であろうという。なお『姜瑋全集』はその解題で静嘉堂文庫本であることを明記したうえで、巻頭に押された「静嘉堂蔵書」の印は削られており、興味深い。「秋琴」の印がある。秋琴とは姜瑋の号であるから、これは自蔵本であると考えられる。ところどころ、文字が訂正されている。

『燕行録全集日本所蔵編』の目次において姜瑋撰『北遊日記』としたのは、筆者の校正ミスである。謹んで訂正する。

〔撰者略歴〕

姜瑋は純祖二十年（嘉慶二十五年Ⅱ一八二〇）〜高宗二十一年（光緒十年Ⅱ一八八四）。姜瑋の伝記については彼の文集『古歛堂収草』（姜瑋全集所収本頁三七一）収録の李重夏撰「本伝」および前掲、李光麟「『姜瑋全集』解題」に詳しい。十九世紀後半期、韓国における代表的な開化思想家の一人である。

これらによれば、彼の字は仲武、堯章、韋玉、号は秋琴、聴秋閣、古歎など、晋陽（晋州）の人である。一五一九年の己卯士禍以来、彼の先祖は文科に應ずることができず、彼の父の代まで文科を経て武官になる者が多かった。彼自身、社会的に恵まれなかった。閔魯行および金正喜に学び、若い頃から実学研究に没頭した。フランス軍艦が江華島を侵犯したいわゆる丙寅洋擾が起ると大いに関心を持ち、申櫛に防衛対策を建議した。鄭健朝に従って燕行して国際情勢について見聞を広めたのち、一八七六年に江華島条約が日朝間で締結されたときは、全権大臣であった申櫛を補佐した。さらに、一八八〇年に金弘集が修信使として日本を訪れたときも、彼は書記として随行した。この時、朝鮮では壬午軍乱が起こったため、長崎經由で上海へ渡ったという。

すでに述べたとおり、彼は開化思想家の代表的人物の一人である。『古歎堂収草』『東文字母分解』など彼の著作は、前掲『姜璋全集』に収録される。

〔旅程〕

高宗十年（同治十二年）

十月二十四日

ソウル発

十一月二十八日

渡江

十二月二十六日

北京着

高宗十一年（同治十三年）

二月十二日

北京発

三月十二日

渡江

三月三十日

ソウル着

〔内容〕

高宗十年（同治十二年＝一八七三）、冬至使正使鄭健朝（字は致中、号は蓉山）に随い、燕行した時の記録である。

姜璋はその略歴ですでに述べたとおり、実学派の系譜に属する人物であり、当時の開化思想家の一人として有名であるが、しかしこの燕行録には、緊張感のごときものは必ずしも顕著ではない。清朝のことを「中国」とよび「中州」とよび、北京を「上都」「神京」と呼び、見えた同治帝の顔を「龍顔」と表現している。皇帝に対する三跪九叩頭についても特別な感情を記さず、中華＝清に親和感を持っている。北京での自由な観光を楽しんでいる。この時代がいわゆる洋務運動の時代にあたり、また彼のその後の活躍からすれば、むしろ不思議な思いすらする。当時の北京には列強各国の公使館が建てられ、姜璋もヨーロッパ人を見ている。正月一日に内城へ登った時、ヨーロッパ人の男二人と女二人も登っていた。この時に見た様を「真如画中曾所見者、而顔髪被服不似人類、自然愕眙」と描写する。そして彼らを「狂蛮」「狂賊」と呼ぶ。咸豊十年（一八六〇）にヨーロッパ列強によつて焼燬された円明園の遺跡を訪れたのは、正月二十三日のことであり、「咸豊辛酉（十一年）洋夷焚燒、瓦礫荆棘、蕭然满目」と記す。そしてその翌日作った詩は次のごときものである。自注は（ ）を付した。

满目榛荒閱劫灰、臨風不覺罵奴才、；狂蛮何与風流事、山翠湖光領不來。（天上仙区燼於辛酉洋擾。余立瓦礫中、大罵狂賊沒韵事。聞者大笑。）

この日記の中でむしろ特徴的な部分は、モンゴル王族・モンゴル人との交際がしばしば見られることである。モンゴル人の普景璞は高宗六年（同治八年＝一八六九）の冬至使正使李承輔および副使趙寧夏とすでに知り合ひであり、正月三日には玉河館に訪ねてきた。正月十四日には再び玉河館への来訪があり、同日今度は姜璋らが蒙古館を訪れ、回謝している。モンゴル人との交遊を記す箇所は極めて多く、彼らはともに中華文化のなかで漢文を用いて交際している。

清人との交遊ももちろん頻見する。なかでもしばしば登場するのは、刑部員外郎（主事ともいう）の張世準である。張世準、字は叔平、号は梅史あるいは五溪、時に四十九歳であった。ちなみに姜瑋はこのとき五十五歳であった。張世準は琉璃廠巷内に住んでいた。鄭健朝とともに姜瑋はここをしばしば訪れている。その時の筆談記録が『北游談草』（『姜瑋全集』所収）にほかならない。この筆談は鄭健朝と張世準との問答であるが、姜瑋が談草をもとに整理したものと考えられる。後に李裕元『薊槎日録』でも言及する御史の呉鴻恩とも会っている（正月二十六日～正月二十八日）。なお『古歛堂収草』巻十二、北游草および巻十三、北游続草はこの燕行時に作った詩であり、当然『燕行録』である。本来ならばこれも『燕行録全集』に収録されてしかるべきである。そこには、張世偉や呉鴻恩らとの唱和が多く、『北游日記』を読むに当たって、当然参考にされるべきである。

30 『燕行録』二巻 沈履澤撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、二冊。封面にそれぞれ乾・坤と記す。二冊目巻頭でも燕行録と題書とする。印章は「今西春秋図書」「春秋文庫」「天理図書館蔵」「今西文庫」それに昭和四十年六月八日付の「寄贈天理大学」印があるのみである。

本書には、数箇所文字の填っていないところがある。これは原本を鈔写するにあたって、原本そのものの文字が判明しなかつた部分と考えられる。したがって本書が拠つた原本があつたはずであるが、現存を確認できない。

撰者名は明記されないが、甲戌の年に副使として燕行したと言い、正使は李会正、書状官は李建昌であつたと言うから、これが高宗十一年（同治十三年＝一八七四）燕行時のもので、撰者が沈履澤であること、疑いない。

〔撰者略歴〕

純祖三十二年（道光十二年一八三二）^{（？）}。『国朝榜目』によれば、沈履澤は字は稚殷、青松の人、哲宗八年庭試及第である。本書十二月十二日の条、中国人との筆談で「四十三歳で官は礼曹判書」であると自己紹介しており、純祖三十二年（道光十二年）生であることは間違いない。ただ礼曹判書であるとするのは、燕行に際して結銜（加銜）したものを言ったもので、本来は戸曹参判であった。

本書十一月十七日の条、義州において、「余於壬戌秋八月、尹茲西土」と述べる。哲宗十三年に義州府府尹に任じられたことがあつたようである。

〔旅程〕

高宗十一年（同治十三年）

十月二十八日 ソウル発

十一月二十九日 渡江

十二月二十五日 北京着

高宗十二年（光緒元年）

二月十五日 北京発

三月十八日 渡江

四月二日 ソウル着

〔内容〕

冬至使の記録である点、他の多くの燕行録と変わりはないが、本書はいくつか清末の世相を記す点で異なっている。

第一に、清朝の財政悪化を燕行使に対する接待そのものに即して記す。通常、冬至使の北京逗留は四十日間と決まってい

る。ところが、このたびの冬至使は五十日間逗留するという異例のものとなったが、その原因は朝貢使節一行に下賜されるべき賞銀を、期間内に準備できないからであった。沈履澤は記す。

蓋使行之留関（玉河館）是四十日、即佗例也。而今則以賞銀未辦之故、使之加留十日、始乃貸銀於塵人、以頒送之。中国之財竭、何至此極。令人可慨（二月十五日）。

清朝は下賜すべき賞銀をとりあえず商人から借りて用立てた、というのである。燕行沿途も騒然としていた。当時、遼寧省一帯を荒らしまわっていたのは响馬賊である。响馬賊については、この前年に燕行した姜瑋の『北游日記』、その翌年に燕行した李裕元の『薊槎日録』にも出てくるが、本書の方がはるかに詳しい。

往路の十二月十三日、瀋陽の西、閻陽駅付近の石山站到った沈履澤は、そこの主人である李恩綸と筆談を交わした。民人とはいうが、生員となったことがある三十五歳の人物であり、かつて順天府司獄司の正八品の官を勤めたことがあるという。筆談の一部を記す。

恩綸曰、貴邦年景若何、地面要必安淨。敝地屢受賊擾、亦有所聞乎。余答曰、弊邦年形稍康、民生安樂、山川險固、国内寧靜、而貴境賊擾、未知何賊乎。無或是响馬賊之出沒村閭、掠人銀錢者乎。恩綸答曰、賊任意擾民、官不知賊、兵不敢捕。時世若此、良可慨也。余曰、上国之威、何故至此也。弊邦則元無賊擾、設有踰牆鑽穴之潑皮、各其官即地捕捉、斷不容貸。故行路無滯留之歎。恩綸答曰、化行俗美、良宜。若近來奉天賊匪、猖狂之極、而民無安枕矣。

「お国の世情はどうですか」と問われ、「朝鮮では治安が保たれ、盜賊の出沒がない」と沈履澤が答えているのは、相手が朝鮮の実情を知らないということを知った上での虚言である。当時、朝鮮国内で反乱が頻発し、世情が極めて不安であったことは、周知のところである。

復路の三月十日、すでに瀋陽を過ぎて甜水河に至った一行は、响馬賊が店里の小錢万余吊（小錢一吊は朝鮮の常平錢一兩

六錢にあたること、本書、十二月十一日に見えるを掠取し、一行がこれから赴こうとする連山関へ賊も向かった、と聞いている。物情騒然たる中を旅行していたのである。

同治十三年十二月五日、同治帝は死去した（『清史稿』穆宗本紀）。沈履澤がこれを伝え聞いたのは、十二月十五日、先に述べた石山站からさらに北京に近い連山駅においてであった。彼はこの情報を諺文にてソウルに知らせている。

同治帝の死去にともない、太和殿における元朝の儀には出席できなかったが、代わって光緒帝の即位儀式に参加している。すでに解題25で述べた李啓朝と同様、登極詔を天安門の上から金鳳の口に啣えさせて下ろす儀式も目撃している。この日の見聞を沈履澤は、

今日所經真是天上、非若人間、始覺皇帝之尊耳。

と記し、感嘆の念を隠さない（正月二十日）。

反満民族主義、満州族の風俗に対する嘲笑の言葉が依然としてみられるが、さらに憤慨の情を露わにするのは、「洋酋」すなわち西洋人に対してである。一方で彼は『中西聞見録』を宿舎の玉河館で読んでいたが（正月四日、七日）、西洋人が北京に居をかまえるがままに清朝が許している状況を、

噫、以天下之大皇帝之尊、断一酋魁之頭、驅其脅從於闡外、放之荒服之外、此特數百騎之事、而反容此至重之地、豈非慨歎乎。

と記す（正月五日）。

以上のごとく、本書はすでに世情が騒然とし始めた中国を旅行したときの記録であるが、総じて言えば沈履澤は北京の雄壮さ華麗さに驚きを隠さない。陳福綬、張楓廷、賈璜、吳鴻恩、徐郵、張家驤、李有棻、張世準らとも交遊している。叙述は詳細である。

31 『薊槎日録』一巻 李裕元撰 天理図書館蔵（今西文庫）

〔テキスト〕

鈔本、一冊。書名については、天理図書館カード、『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』、およびこれにならった『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』『韓国古書綜合目録』ではすべて李裕元『燕槎日録』とする。本書は基本的にすべて草書体で書かれ、第一行第一葉の書題も草書体で書かれているため、「薊」の草書体を「燕」と読み誤ったものと考えられる。本書原本に即いて調査してみても、どうしても「燕」と読むことはできず、「薊」と読むべきであると考ええる。

この鈔本が、李裕元その人の鈔写によるものであるか、他の人が書き写したもののか、今のところ判断できない。鈔本中にいくつか書き加えた部分、書き改めた部分があり、李裕元本人でないと考えられる一方、欄外には李裕元の詩に対する批評がしばしば見られ、これは李裕元本人のものと考えられない。たとえば「北鎮廟」と題する詩には、「写得如画、兼以雄渾」との批が加えられ、「周侍郎寿昌題詩、於便面贈之以致殷勤。故依韵和之」と題する詩には、「中国人亦応伝誦」との批が加えられる。批と本文とは同一人物による鈔写と考えられる。朝鮮国王にかかわる語の前は若干スペースをあけ、御製という語については改行抬頭し、欄外から書き始めている。

〔撰者〕

李裕元は純祖十四年（嘉慶十九年〓一八一四）〜高宗二十五年（光緒十四年〓一八八八）。字は景春、号は橋山、墨農、諡号は忠文、慶州の人。すでに紹介した『燕行日記』の撰者である李啓朝の子であり、さらに遡れば中国では明代にあたる時期に生きた李恒福つまり李白沙（一五五六〜一六一八）の九世の孫である。李恒福にも燕行録として『朝天記聞』『朝天日乗』があり、ともに文集『白沙集』に収録される。憲宗七年（道光二十一年〓一八四一）に壯元で文科に及第し、官は領

議政に至った。彼は政治家として歴史上での有名人物であり、閔氏と手を組んで大院君を失脚させた。後述するように、高宗十二年（光緒元年 一八七五）の燕行を契機に中国清朝の李鴻章と関係を持つにいたった。これは朝鮮近代の外交史上できわめて重要なことであるばかりか、後に彼の政界における一時的な失脚と配流にもつながった。さらに、高宗十九年（光緒八年 一八八二）には、全権大臣として日本との間で済物浦条約と修好条規統約を調印している。

学者としても有名であり、その著『林下筆記』（ソウル、成均館大学校大東文化研究院、一九六一、影印本）によって、その博識さを知ることができる。文人として名が高く、中国にまで知れわたっていたことは、この『薊槎日録』そのものが最も雄弁に物語る。文集としては『嘉梧藁略』があるが、『韓国歴代文集叢書』所収本（ソウル、景仁文化社、一九九七、いずれの所蔵か明記されない。『嘉梧先生文集』と題する）は遺憾ながら詩のみからなる。他に『橘山文稿』十六冊が奎章閣に蔵される。

〔旅程〕

高宗十二年（光緒元年）

七月三十日

ソウル発

八月二十七日

渡江

十月一日

北京着

十一月二日

北京発

十一月二十六日

渡江

十二月十六日

ソウル着

〔内容〕

高宗十一年（同治十三年Ⅱ一八七四）二月、閔氏は高宗の長男を生んだ。後の純宗であり、最後の朝鮮国王となり、さらに大韓帝国皇帝となった人物である。翌高宗十二年、彼を世子（皇太子）として冊封することを奏請するため、当時領中樞府事であった李裕元が正使となり赴燕した。通常の冬至使であれば正使は宗室関係者でない限り判書クラスの者があつたが、李裕元は領議政つまり総理大臣でありかつ領中樞府事を兼ねていた。このような政界でのトップが自ら出使したのは、冊封世子を請うという重要案件のための出使であつただけでなく、特にこの時期には対欧米諸国および対日外交をどう進めるのか、焦眉の課題であり、中国情勢を詳しく探る必要があつたからであつた。ソウル出発に際して、高宗と李裕元ら三使は問答を交し、その様子が詳細に記される。「可聞之事、詳探以来也」と高宗は命じ、北京から中国人を雇つても早く伝達せよと注意し、書状官には「覘国」つまり国情探察こそその責務であると特に注意している。いわゆる江華島事件、つまり日本軍艦による江華島沖での測量とこれに伴う朝鮮側の砲撃および日本側の応戦は、陰曆八月二十一日（陽曆九月二十日）、李裕元がソウルを出発し国境の都市である義州に滞在中に起こっている。このニュースの詳細は、彼が中国瀋陽で北京に向けて出発せんとする九月七日の朝に受け取つたのではないかと考えられる。この日の日記に、義州から転送された京札、つまりソウル宮廷から八月二十二日、二十三日、二十四日、二十五日付で発せられた手紙を集中的に受け取っているからである。ただし、この事件については、日記は完全に口を閉ざしている。十二月十六日の帰朝報告にともなう国王との対話も、詳細を極める。同じ記事は『日省録』にも見える。おそらくは宮廷書記官が書いた記録を、そのまま鈔写して自らの日記に加えたものと考えられる。

李裕元はこれより三十一年前の憲宗十一年（道光二十五年Ⅱ一八四五）、書状官として赴燕したことがあり、副使として出発した金始淵も四十一年前の憲宗元年（道光十五年Ⅱ一八三五）に父に随つて赴燕したという。憲宗元年に赴燕した三使のなかで金姓の者は八月六日に謝恩行正使として出発した金鏞のみであるから、彼の父は金鏞であろう。

さて、この『薊槎日録』は主に毎日の簡単な行動記録と、当日に作った詩とが交互に記される。このうち詩の部分は『嘉梧藁略』（『韓国歴代文集叢書』所収本）と重なるものが多いが、文集にないものも多く、また両者で文字が違うものもある。

この燕行録で貴重であるのは、李裕元が中国清朝人と詩文を媒介にして交流している点である。登場する中国人としては、以下の数人を挙げることができる。

游智開 字は子代、号は天愚、葳園、湖南省新化県の人。当時は直隸省永平府知府。『清史稿』卷四五一および『清史列伝』卷六三に伝があり、また李来泰『蓮龕集』卷十五に墓誌銘がある。もともと、曾国藩の人脈に属した。咸豊元年挙人。游智開の方から李裕元に近付いたこと、この外交史上の意味については後述。その詩集『葳園詩鈔』一卷は、まず光緒九年（一八八三）に朝鮮活字排印本として出版されて、その後いく度か刻本として出版されたようである（『清人別集総目』頁二二八八）。

吳鴻恩 当時は御史。号は春海、四川省銅梁県の人。同治元年進士。吳鴻恩の方から、玉河館に滞在中の李裕元を来訪し、李の自宅への来訪を要請している。その弟であった吳鴻懋が兄のついでで面会に来ている。吳鴻懋の号は春林、この時二十二歳であった。高宗十年（同治十二年）の燕行使一行の一人であった姜璋『北游日記』には、しばしば吳鴻恩の名前が見えるほか、朝鮮知識人とよく交遊した。

周寿昌 当時は戸部侍郎。湖南省長沙県の人。道光二十五年進士。『清史稿』卷四八六、文苑伝、『清史列伝』卷七十三に伝があり、『続碑伝集』卷八十に行状がある。著書に『後漢注補正』『三国志注證遺』ほか、文集として『思益堂詩鈔』がある。彼も朝鮮知識人とよく交遊した人物である。李裕元が玉河館に滞在中、周寿昌の方から名帖を送り面会を求めた。その後、二人には詩の贈答が続いた。

周棠 嘉慶十一年（一八〇六）—光緒二年（一八七六）、字は少伯、号は蘭西、浙江省山陰県の人。『清画家詩史』『国

朝書画家筆録』に伝がある芸術家である。『周少伯書詩稿』が北京図書館にあり、『少伯公遺稿』不分卷、光緒二十七年鉛印本がある（『清人別集総目』頁一四四二）。

李裕元と周棠との関係は、李裕元が道光二十五年（一八四五）に書状官として入燕して以来のものである。道光二十五年時には李裕元は三十二歳、周棠は四十歳であり、今回の入燕時には、李裕元は六十二歳、周棠は七十歳であった。周棠は李裕元が今回入燕していることを知らなかったため、李裕元の方から三詩をそえて知らせたのだが、周棠はすでに毫碌しており会えなかった。このことを李裕元は「歎ずべし」としている。

ほかに崇実、銘安、李湘石、李嵩申、徐邨らの名が見える。

このように李裕元は、国際的な有名人であった。游智開、呉鴻恩、周寿昌すべて、彼らの方から李裕元に接近し、詩の贈答を求めていることは注目すべきことであろう。南一祐『燕記』（本解題32）でも、南一祐が宋家庄を訪れたとき、その主人から「李裕元（李橋山相国）と面識があるか」と尋ねられている（十二月二十四日）。さてこれら中国知識人との交際のうち、外交史上で最も重要なのは永平府知府の游智開とのそれである。李裕元はこの赴燕時に游智開と関係をもち、これが機縁で李鴻章と書簡の往復が始まり、朝鮮外交に大きな転機が訪れたことは、すでに周知のところである。¹⁸ところが管見の限り、従来の研究では李裕元『薊槎日録』が引用されることはなく、したがって李裕元と游智開の交際がどのようにして始まったのかは、不明のままであった。

李裕元と游智開の関係が初めて日記に表れてくるのは、往路、一行が永平府に至った九月十八日のことである。一行がこの地の明遠楼に登ったときのこととして、次のように記す。

知府四品、姓游名智開、号天愚、湖南人。家居洞庭南五十三灘上、為人豪放慷慨。聞余登楼、送茶果、鋪陳屏床。与副

使書状玩賞、有逢見之意。余以官府無公幹不得入、書状往見致謝、回至店舎。知府躬來、見之、筆談而去。

すなわち、知府である游智開の方から李裕元に接近せんとしかけ、また彼の方からわざわざ旅館に面会に訪れたという。この時、帰還の時に再会せんことを約したといい、翌十九日には、李裕元から詩が送られたことに対して、游智開の方から「愚小弟游智開頓首」とする答書が送られている。游智開が誰から李裕元のことを聞いていたのかは記されない。

次いで北京入城三日前の九月二十七日、李裕元一行は遵化州の玉田県に滞在していた。二十一日にすでに玉田県に到着しながらもなお逗留を余儀なくされたのは、たまたまこの時、光緒帝と皇太后が東陵を参拝しており、皇帝一行の行動が優先されたためである。この状況を知ったからであろう、游智開から李裕元のもとに橘樹が贈られてきた。橘が贈られたのは、李裕元の号が橘山であることにちなむものであるが、游智開が家居する洞庭湖が橘で有名だからでもある。また、これに伴う詩の贈答があった。

次いで北京滞在中の十月十三日、李裕元の手紙に対する游智開の返書が届き、これに対して李裕元の答書が書かれている。

次いで十一月七日、北京から帰途にあった李裕元は永平府城に宿をとった。游智開は詩とともに彼の著書四冊を送った。李裕元の次韻「次送游知府韵」の詩三首と、游智開の「葺園游智開拜呈請 教正」でしめくくる原韻三首が掲げられている。

以下は、この時李裕元が記した日記である。

太守欲出来、徒御已満云。故約以踏月相会。是夜与副使書状会于観音院。供帳甚豊、劇談劇飲、酒名一品紅、聞是家釀。乘隙托願交李中堂鴻章、太守最親於中堂故也。太守問其故、余満道日本相関事、如或有国事之可議、非此中堂、莫可為之。屢々言之。太守首肯曰、非久、有保定之行矣。作書送之、我当袖伝云。翌日使金寅浩袖送此札之意約束。太守贈私

稿一冊、別贈一詩。

本書卷末には、帰国後における高宗との談話と、赴燕に対する賞典および辞賞典筭のほか、以下の文献を付載する。

(一) 丙子(光緒二年)初二日進香使回便出来札

李大人橋山叔啓

永平府游寄

これは、光緒元年十一月七日永平府で游智開が李裕元に会い、李鴻章との連絡を託されてから、この報告のために李裕元に送った手紙である。以下の文章が見える。

貴従事金寅浩来署、具述雅意欲納交於我中堂伯爺。旋於翌晨、送到一篋。弟臘月有保定之役、当即面呈、我中堂隨具復書、囑弟轉寄。我中堂勲業夙著、偉畧遠猷不分畛域、常拳々然以東國為念。……茲謹將我中堂復書托李君秉文寄上。伏乞鑒収。

すなわち、李裕元は部下の金寅浩を永平府庁へやって、彼の意図するところを游智開に伝えさせた。次の(二)に見えるように、これは兩次に及んだ。そして李裕元の李鴻章にあてた書簡は游智開が十二月に保定へ行った時に、彼からただちに李鴻章に面呈、つまりたがい顔を見ながら手から手へ直接渡された。⁽¹⁹⁾李鴻章は当時直隸總督として河北省(直隸省)保定に駐留していた。李鴻章から李裕元への返書として周知の「覆朝鮮使臣李裕元(光緒元年十二月十四日)」は、実際には進香使が帰国するに際して託され、翌光緒二年三月二日李裕元の手元に届いたのである。「日朝修好条規」つまり江華条約はこれよりちょうど一箇月前、二月二日にすでに締結されていたのであって、李裕元と李鴻章の交渉は一見すると無意味であったかに見える。しかも李裕元の李鴻章への手紙、これへの李鴻章の返事ともに、全く国事に直接触れていない。もつとも李裕元が李鴻章にあてた書簡とこれに対する李鴻章の返書は、その文面や彼らの個人的交際をはるかに離れたものであり、光緒元年十二月二十三日「論日本派使入朝鮮」という総理衙門にあてて書かれた公牘に付せられ、早くも李鴻章から北京

の総理衙門に通知されていたのである。李鴻章はこの公牘において、総理衙門を通じて朝鮮に対し（由鈞署迅速設法、密致朝鮮政府一書）、日本には「勸其忍耐小忿、以礼接待」すべきことを勧誘してほしいと述べた（『李文忠公全書・譯署函稿』卷四）。そして実際、これは総理衙門から礼部を通して朝鮮に伝えられた（『同文彙考』原編続、倭情、第六葉以下）。

(二) 金石霞叔啓

愚弟游智開拜手

前の李裕元に対する手紙と同時に、游智開が金石霞なる人物に送った書簡である。金石霞は金寅浩を以て考えられない。以下の文章がある。

石霞仁兄大人閣下。乙亥至月初七日、貴国丞相李公奉使東帰、道出永平、相会於蕭寺、始識兄面、旋承兩次來署、具述貴丞相雅意。……貴丞相致我李中堂書、已於臘月在保定府面達、並取有復書。

(三) 李大人（官印）裕元台啓（朝鮮使臣）

合肥李鴻章再拜。乙亥十二月十四日文華殿大學士肅毅伯

すなわち、従来から知られている李鴻章から李裕元への返書であり、『李文忠公全書・譯署函稿』卷四で「覆朝鮮使臣李裕元」（光緒元年十二月十四日、附）と題する。返書原本には、李鴻章の官印が押されていたのである。

(四) 同月二十三日、冬至使回便出来札

李大人台啓

瀋陽署部書械

丙子二月二十五日、崇実拜。學士將軍

瀋陽將軍の崇実とは、光緒元年十月十九日に李裕元は会った。これは、光緒二年にソウルへ冊封のために出使した清朝使節が、李裕元の手紙を帰国したときに崇実に届けたのに対し、崇実が送った返書である。すでにいわゆる「日朝修好条規」が結ばれたことを崇実は知っていた。

(五) 都京礼部咨文、馬上飛通

天津保定府李中堂与倭使森有礼問答記

光緒元年十二月二十八日に李鴻章と森有礼との間で交わされた問答であり、すでに『李文忠公全書・譯署函稿』巻四に収録されるほか、『同文彙考』原編続、倭情にも「光緒元年十二月二十八日、日本使臣森有礼署使鄭永寧來直隸總督署内、晤談節略」として収録される。光緒二年二月三日付で北京礼部が朝鮮国王へ飛咨した文書に付せられた数多くの関連文書の一つであることがわかる。朝鮮宮廷には二月二十一日に到着したもののようである。当時、清朝からの咨文をただちに入手できた李裕元は、これを特に重要な資料と考えたからか、特に李鴻章に関係するものとしたからか、これを彼の燕行録の一部に加えたのであろう。

最後に、(六)「北征篇」と題するこのたびの燕行を詠う長編の五言詩でしめくくる。

32 『燕記』五卷 南一祐撰 東洋文庫蔵

〔テキスト〕

鈔本、五冊。東洋文庫蔵本で昭和九年(一九三四)の受入印がある。

第一冊封面に「燕記 金 出疆録 渡江録 盛京隨筆 自己卯十一月初七日至己卯十二月十九日」、第二冊封面に「燕記 木 関内隨筆 玉河隨筆 自己卯十二月二十日至庚辰正月二十日」、第三冊封面に「燕記 水 玉河隨筆 自庚辰正月二十一日至庚辰二月十四日」、第四冊封面に「燕記 火 回轅走草 專對録 自庚辰二月十五日至庚辰四月初二日」、第五冊封面に「燕記 土 聞見雜議」と題書する。印章は「東洋文庫」「宜寧潛窩」の二印があるのみである。

本書には撰者名を明記しないが、この燕行が高宗十六年(光緒五年〓一八七九)の冬至使行のものであり、しかも彼は副使として出てくるから、撰者が南一祐であることは間違いない。日記中で清人と筆談する時の自己紹介から見ても、撰者が南一祐であることは疑いない。

本書はその印「宜寧潜窩」から、南一祐本人の稿本でありかつ自蔵本であったと見て、ほぼ誤りないようである。南一祐は宜寧の人であり、かつ潜窩は彼の号であったと考えられるからである。この点については、次の「撰者略歴」を参照されたい。本書を南一祐自身の稿本であると考え理由のあと一つは、本書は基本的に正確な楷書で書かれているが、十箇所程度に朱書による書き加えが見られるからである。

〔撰者略歴〕

南一祐については『朝鮮人名辞書』などで記さない。実は今のところ、本書『燕記』で何人かの清人と筆談した時の自己紹介が、最も有力な史料である。彼は自らを「宜寧の人、己未（哲宗十年〓咸豊九年）出身」と言い（正月十二日）、また「もともと南一愚という名であったが、朝令によって愚を改め南一祐とした。」と言ひ、字は愚堂であるという（十二月二十四日、正月十八日）。そこで『国朝榜目』を見ると、確かに「南一愚、字は伯卿、宜寧の人、丁酉（憲宗三年、道光十七年〓一八三七）生、哲宗己未増広乙科」とする。丁酉の生れと言うのは、光緒六年の段階で現在四十四歳であると自ら言っているのと、ピッタリ合う（正月十八日）。また、自ら南龍翼の子孫であると言う（十二月二十四日）。南龍翼は乙未（孝宗六年、明暦元年〓一六五五）通信使の従事官となり、また顕宗七年（康熙五年〓一六六六）燕行使の副使となっている。十二月二十四日、燕行使がしばしば訪れた玉田県の宋家庄を彼も訪れている。宋家庄とは清朝軍が入関した時、城に立てこもって投降がやや遅れたため、重い罰金を課せられたことで有名である。その子孫の宋舒恂（字は小坡）と筆談を交し、「壺谷先祖奉使時、過此一絶詩」を書示され、「自分と君とは幾世代にもわたる交り（世交）である」と筆談で言われている。南一祐はまた、中国人との筆談で、「以戸部侍郎、猥叨使卿、今権礼部尚書」と言い（正月二十七日）、また「以戸部侍郎、現権礼部尚書」ともいう（正月三十日）。これらは彼が戸曹参判という官位にあり、燕行に当たって礼曹判書を加銜されたことを示している。

「テキスト」の項で印章として「宜寧潜窩」とあり、潜窩とは彼の号であったと考えられる、とした。このように考えるのは、本書の中に王維珍（蓮西）なる清人（前通政司副使）と交遊を結び、帰国するに際して彼から「潜窩」の二字と「春者亭」三字、「忍堂」二字の揮毫をプレゼントされているからである。

〔旅程〕

高宗十六年（光緒五年）

十一月七日

ソウル発

十二月一日

渡江

十二月二十六日

北京着

高宗十七年（光緒六年）

二月十五日

北京発

三月十三日

渡江

四月二日

ソウル着

〔内容〕

「出疆録」は使行の命令が下ったところから義州滞在まで、「盛京随筆」は瀋陽出發から山海関到着まで、「関内随筆」は山海関出發から北京玉河館への到着まで、「玉河随筆」は北京滞在校期间、「回轅走草」は帰国のために玉河館を離れたところから四月二日の復命までを記す。「專対録」はこの時の燕行使が皇帝に奉った謝恩表や礼部へ提出した咨文、さらに礼部からの回咨や礼部告示など、関連文書を収録する。「聞見雜識」は皇城、宮殿などの項目別で、中国の様々な制度や風俗、さらに官制や中国各地の府県名・地丁銀兩数などを記す。

本書が五冊からなっていることに示されているように、叙述は詳細を極める。ただ「聞見雜識」にはオリジナルな観察は必ずしも多く見られない。官制を記したところなどは、必ずや何かを書き写したものである。

本書には金昌業『老稼齋日記』、朴趾源『燕巖日記』、『通文館志』、『大清一統志』、『東国輿地勝覽』(輿覽)、『日下旧聞』など、本書が扱ったと考えられる書が挙げられている。

33 『観華誌』 十二卷 (欠卷三、四) 李承五撰 京都大学附属図書館蔵 (河合文庫)

〔テキスト〕

もと十二卷六冊であったところ、第二冊(欠卷三、四)欠で現在は十卷五冊からなる。鈔本。

韓国の所蔵書目では他本の現存を確認できないが、『燕行録選集』下巻および『燕行録全集』第八十六冊に李承五『燕槎日記』を収録する。いずれも所蔵機関を明記しないが、おそらくは金庠基所蔵本と同じ系統のものであろう。『燕行録全集』頁二一九に「金庠基氏考証」という一枚が挿入されているのは、これを裏付ける。『燕行録選集』『燕行録全集』所収本は四巻からなり、その巻一から巻二は『観華誌』巻一、巻二と同じ内容である。したがって、『観華誌』の欠巻部分、すなわち巻三、巻四(第二冊)をうめて完全なものとすることができる。また林基中『燕行録研究』頁四十五、韓国所蔵未蒐集本燕行録の一つに、『燕槎随録』李三隱(???)一冊(巻三〜四)冊燕行年代未詳、とするものがある。三隱とは後に示すように李承五の号であると考えられる、また後に示すように『観華誌』巻五から第八までが「随録」と題されることから、おそらくはこの「随録」部分が『燕槎随録』ではないかと考える。いずれにしても、林基中著書には、各本の所蔵図書館が全く明記されず、また書物そのものの内容を自ら読んで目録を作ったように考えられないから、これ以上の考証は出来ない。なお、韓国書誌学会編『海外典籍文化財調査目録—河合文庫所蔵韓国本—』(ソウル、韓国書誌学会、一九九

三) 頁七十において「觀華日誌 李三隱著」と記すのも不適切である。李承五という本名で記すべきである。自序は高宗二十四年すなわち彼が燕行した年のものであるが、数多い序の中に「崇禎紀元後五癸巳」すなわち高宗三十年(光緒十九年一一八九三)のものがある。

京都帝国大学の所蔵印と大正八年(一九一九)の受入れ印のほか、印章はない。

〔撰者略歴〕

李承五、憲宗三年(道光十七年一一八三七) 〓?、字は奎瑞、本書にしばしば現れる三隱とは、彼の号であろう。韓山人。哲宗九年(咸豊八年一一八五八)文科及第。李穀(稼亭)・李穡(牧隱)の子孫である。先祖の李台重(号は三山、諡は文敬)は英祖二十二年(乾隆十一年一一七四六)に書状官として燕行し、父の李景在(諡文簡)も哲宗元年(道光三十年一一八五〇)に咸豊帝登極の進賀使正使として燕行している。燕行時には、判中枢府事の肩書きを帯び燕行した。時に父の帯びた肩書きと同じで、燕行時の年齢も同じく五十一歳であった、と自序にいう。彼の文集等は現存しないようである。

〔旅程〕

高宗二十四年(光緒十三年)

四月二十二日 ソウル発

閏四月二十七日 渡江

五月二十六日 北京着

八月八日 北京発

九月五日 渡江

九月二十九日 ソウル着

〔内容〕

光緒十三年正月十五日、光緒帝は太和殿に御して親政朝賀の礼を受け、頒詔した。この時の燕行の主目的は、光緒帝親政に対する進賀であり、日記の五月二十七日の条到北京の礼部に至り、三拜九叩頭の礼を行うとともにこの時に進呈した「親政進賀表」ほか、「親政進賀礼部咨」なども載録する。時たまたまイギリスが朝鮮巨文島の占領を解いた直後にあたり、これを清朝の圧力によるものとして感謝する「巨文島永先通称事」と題する礼部への咨文も載録する。

内容は卷一から卷四が「日記」、卷五から卷八が「随録」、卷九から卷十が「詩鈔」（「觀華誌詩鈔」）からなる。

日記は一般に觀察が凡庸で面白みに欠ける。義州に設けられた電報局（電線局）に驚いている（閏四月十二日、二十日、二十四日）。電線局の主任と筆談していたところ、中国の鳳城から電報が入り、「遄来之頃、不過一瞬、機巧之制、終不可究。」と記している。

随録は、道里、山川、宮闕、祠廟、璽宝、官制、武職、頂服俸祿、各省、賦税、科制、選格、兵制、田制、衣服之制、屋宇之制、炕、飲食之制、城郭之制、煙台、亭埃、馭撥、風俗からなる。中国案内記、北京案内記であるが、ほとんど先行の何かを下敷きにしているようである。ただ、風俗には、李承五自身の觀察が見られる。

詩鈔は燕行途次の作詩、あるいは清人との唱和詩からなる。卷四に清朝文人との交遊が記される。

以上をもつて、解題を終える。すべて鈔本である一類の書籍に解題を加えるのは、筆者にとって初めての体験である。日本現存の朝鮮燕行録でここで解題を付した三十三種のうち、少なくとも7. 尹汲『燕行日記』、11. 吳載紹『燕行日記』、16. 金学民『薊程散考』、29. 姜璋『北游日記』、32. 南一祐『燕記』の五種は、撰者の自蔵本であることが明らかになった。他にいくつかは、明らかに撰者自身の稿本である。これは、燕行録という資料そのものの性格を物語ることも知れない。

資料調査に不備な点があるのではないかと深く恐れる。出来るだけのことはしたつもりであるが、本解題にはなお誤りや不十分なところがある。燕行使および燕行録に関心を寄せる諸士の御批判を切に仰ぐ。

注

- (1) 全海宗『韓中関係史研究』(ソウル、一潮閣、一九七〇)、張存武『清韓宗藩貿易』(一六三七—一八九四)〔中央研究院近代史研究所專刊三十九、台北、中央研究院近代史研究所、一九七八〕、張存武『清代中韓關係論文集』(台北、台湾商務印書館、一九八七)、陳尚勝『中韓關係史論』(濟南、齊魯書社、一九九七)、全海宗『中韓關係史論集』(全善姫訳、北京、中国社会科学出版社、一九九七、この書には全海宗前掲書のほか、いくつかの関連論文を収録する)、陳尚勝等『朝鮮王朝(一三九二—一九一〇) 対華觀的演變』《朝天録》和《燕行録》初探(濟南、山東大学出版社、一九九九)、劉勇『清代中朝使者往来研究』(哈爾濱、黑竜江教育出版社、二〇〇二)、松浦章編著『明清時代中国与朝鮮的交流…朝鮮使節与漂着船』(台北、樂学書局、二〇〇二)、朴元燁『明初朝鮮關係史研究』(ソウル、一潮閣、二〇〇二)など、いずれもこの朝鮮使節に対する呼称は一定しない。
- (2) 明代では、『万曆大明会典』卷一〇五、礼部、朝貢、朝鮮国の規定によれば、年三回、すなわち皇帝誕生日の祝いのための聖節使、元旦儀式のための正旦使、皇太子誕生祝いのための千秋使という三回目朝貢使節を受け入れることになっていた。もちろん明一代を通じては、年間派遣回数に変化があり、非正規の使節も多く派遣された。なお正旦使は嘉靖十年(一五三一)からは冬至節を祝うため冬至使
- (3) 朝鮮—清朝間の燕行使・藩行使派遣回数については、注(1)全海宗著書(一九七〇)、頁七十一において、一六三七年から一八七四年まで兼使を一つとして数えれば、計三九六回、これに一八七五年から一八九四年までを計三十三回とする。『同文彙考補編』「使行録」(本解題、凡例一の(9))では、朝鮮側から清朝礼部への使節、すなわち現代で言えば外務省レベルの文書を持ってゆく齋咨行をも含めて列記する。これは光緒七年(一八八一)までで記載が終わっている。全海宗は兼使をその目的で複数に数え、さらにこの齋咨行を加え、一六三七年から一八七四年まで計六六四回の使行があったと統計している。
- (4) 許鈞『荷谷先生朝天記』は本解題、凡例、一の(1)(2)(4)の各資料集に収録され、これを用いた論考として拙稿「万曆二年初朝鮮使節の『中華』国批判」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』東京、汲古書院、一九九〇)がある。洪大容『湛軒燕記』も凡例の一の(1)(4)の各資料集に収録され、研究としてはたとえば金泰俊『虚学から実学へ—十八世紀朝鮮知識人洪大容の北京旅行—』(東京、東京大学出版会、一九八八)がある。また、朴趾源『熱河日記』も凡例一の(4)に収録されるほか、韓国と朝鮮民主主義人民共和国で各種のものが刊行される。日本語訳として今村与志雄訳『熱河日記 1・2』(東京、平凡社、東洋文庫三二五・三二八、一九七八)があ

るほか、中国でも朴趾源『熱河日記』（上海、上海書店出版社、一九七七）が刊行されている。朴趾源及び『熱河日記』については、これだけで研究文献目録が必要なほど夥しい研究があるため、ここでは一々紹介しない。

(5) 錢実甫『清代職官年表』第一冊（北京、中華書局、一九八〇）によつて、これらの年の礼部侍郎を確認すると、道光九年の礼部漢侍郎は楊懌曾であり、懌を釋と誤記している。これはよくあるケアレミスである。一方の「漢侍郎文清」は、実は咸豊四年には漢侍郎ではなく、「滿侍郎」であつた。

(6) 拙稿「閔鼎重『燕行日記』に見える王秀才問答について」（河内良弘編『清朝治下の民族問題と国際関係』平成二年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書、京都、京都大学文学部、一九九一）。

(7) 『燕行録全集』には明らかな誤り、あるいは疑問とすべき点が、余りに多い。まず第一に、編纂方針が明かではない。たとえば権近『點馬行録』（第一冊所収）は、権近が朝貢物としての馬を朝鮮国内の義州、さらにわずか鴨緑江対岸の婆娑府まで運んだ時の記録であり、中村栄孝のように、これを「事大紀行」録の一つと把握することとは正しいが、燕行録ではない。李廷龜『東槎録』（第十一冊所収）、鄭太和『西行記』（第十九冊所収）などは、中国から来る詔使を迎えるための単なる朝鮮国内旅行の記録であり、中国へ一歩も足を踏み入れていない。また洪景海『隨槎日録』（第五十九冊所収）は、日本の江戸時代に朝鮮から通信使として使わされたものが書いた日本旅行記である。それは通信使録であつて決して燕行録ではない。通信使録も燕行録の変型と考え、これも収録したかというところ、それでも

ない。というのは、洪景海『隨槎日録』のほかの通信使録は、ここに収録されていないからである。逆に韓国国内に現存するにもかかわらず、『燕行録全集』に収録されていないものが余りに多い。氏はここに未収録のものとして三十七種の燕行録名をその「凡例」に掲げるが、これにもそれらは漏れている。

柳思瑗『文興君控于録』、趙頭命『歸鹿集』、洪錫謨『游燕藁』は『燕行録全集日本所蔵編』を編纂する段階で、筆者はいずれも韓国にも現存することを林基中氏に知らせたが、刊行予定の『燕行録全集』から漏れていたため『燕行録全集日本所蔵編』に収録することにしたにすぎない。燕行使の記録以外の例えば崔溥『漂海録』まで収録している編纂方針からすれば、当然ここに収録すべき単冊として現存する中国旅行記が数多く漏れているばかりか、各個人文集所収の燕行録に至っては、一つ一つ指摘できないほど漏れている。『全集』と名付けた意味が不明である。本書には、同じ史料でも「異本」としていくつか重複して収録するが、どのような基準である資料についてはほとんど同じものを重複して収録し、ある資料については重複して収録していないのか、全く明らかにされない。

第二に、撰者名と燕行年代の確定が、あまりに杜撰である。偶然に気がついたかぎりでは三、四を挙げれば、撰者および燕行年代ともに未詳『燕薊紀程（燕紀程）』（第九十八冊所収）は、その撰者が朴思浩であることは、内容を読めば直ちに明らかになることである。現に同じものが第八十五冊に朴思浩『燕薊紀程（心田稿）』として収録されており、不可解と言うほかない。さらに同じく撰者と燕行年次ともに未詳とする『燕薊紀畧』（第九十八冊）は、燕行使と燕行録を研究する者であれば、誰もがまずあたる『同文彙考補編』「使行録」

などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年次は高宗十三年（光緒二年＝一八七六）であること、誰の目にも明らかである。さらには、金在魯という人名にすべきを、史料に出てくる金相国という官名のままで誤って取っているものもある（『燕行驢行帖』第六十九冊）。しかもこれは金在魯の送別のために送った詩集であるから、「金相国」を撰者となしえない。李準『燕榘詩』（第五冊所収）に至っては、宣祖二十五年（万曆二十五年＝一五九二）燕行時のものとするが、これは燕行する宋成明のための『燕榘詩』であり、英祖五年（雍正七年＝一七二九）燕行時のものである。以上挙げたのは、ほとんど何の考証も必要としないものであるから、さらに一つ一つを点検すれば、単なるケアレスマスではないこのような誤りが、いくつ出てくるのであろうか。本解題では、解題が直接かかわる誤りのみについて記すに止める。

(8) 『燕行録研究』について、『燕行録全集日本所蔵編』の共編者である筆者にとつてまず不審にたえないのは、『日本所蔵編』各冊巻頭に掲げる「日本所蔵燕行録目次」と本書頁四十二以下で掲げるものとでは、記載が異なることである。前者「日本所蔵燕行録目次」は筆者（夫馬）が作成したものであり、この書の「凡例」に記したように、燕行あるいは藩行の年代を特定はできないが推定できるものについては、「 」を付してある。筆者が林基中氏に送った原稿では、「 」としたものが、「凡例」とは不統一に（ ）に変わっている。しかし、これが推定年代を示すこと、本書を利用する者であれば誰もが知りうるであろう。

ところが後者の「日本所蔵本燕行録の燕行年代順排列」ではすべて筆者の行った燕行年代の確定に従いながら、推定年代とした「

」あるいは（ ）を勝手に取り外し書き換え、すべて確定年代としている。資料集を利用するものにとつて、誤った学術情報を与えられるほど研究を混乱させられるものはない。実は、「 」をつけて推定年代とすべきこと、二〇〇一年十二月七日にソウルの東国大学校で開催された国際学術会議の場でも、筆者（夫馬）は特に発言を求め、会場で配布された『燕行録斗東亜細亞연구（燕行録と東アジア研究）』（ソウル、東国大学校韓国文学研究所、二〇〇一）頁十八に記載された「目録2・日本所蔵本燕行年代順」の誤りを指摘し、共編者および本書利用者の注意を促した。

その後、韓国から日本の筆者のもとへ送られてきた『燕行録全集日本所蔵編』の目次を見たところ、「 」あるいは（ ）が勝手に削られて確定年代とされているばかりか、本資料集で収録する原本を所蔵する所蔵図書館名も筆者の原稿から勝手に削られていた。筆者がこれに強く抗議したため全三冊とも目次および「凡例」の部分四葉のみ張り替えられた。何故、推定年代ではなく確定年代とできるのか、その根拠を問い合わせたが、全く返答をいただけなかった。ところが『燕行録研究』は二〇〇二年六月の序文をつけるにもかかわらず、筆者（夫馬）作成の目次に基本的にすべて依拠しながら、またまた「 」あるいは（ ）をはずしている。またたとえば『藩行録』については、藩行年次を肅宗八年（康熙二十一年＝一六八二）～純祖五年（嘉慶十年＝一八〇五）と百数十年にわたるものとすべきを、勝手に肅宗八年（康熙二十一年＝一六八二）と単年が記載されるのみである。利用者が誤解するであろうこと、全く考慮されない。さらに12『燕行詩（薊程詩稿）』は、『燕行録研究』では勝手に燕行年次を「純祖元年（嘉慶六年）」と誤

った確定年代に書き換えられているが、今回始めて「純祖三年（嘉慶八年）」と確定できたこと、本解題12、参照。

(9) 小野和子「明・日和平交渉をめぐる政争」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』東京、汲古書院、一九九〇）。

(10) 撰者未詳『隨槎日録』（本解題17）。

道光五年十一月二十七日、自副房修入柵状啓付撥。上使体重不親署也。

(11) 宮崎市定『雍正帝』（『宮崎市定全集』第十四卷、一九九一、所収）参照。

(12) 野口鐵郎『琉球と中国』東京、開明書院、一九七七）頁三五四、三五七。

(13) 辛酉の邪獄および黃嗣永帛書事件については、山口正之『黃嗣永帛書の研究』（東京、全国書房、一九四六）、および同『朝鮮キリスト教の文化史的研究』（東京、御茶の水書房、一九八五）、参照のこと。

(14) 王蘭蔭「紀曉嵐先生年譜」（『師大月刊』第六期、一九三三）。

(15) 藤塚鄰『清朝文化東伝の研究—嘉慶・道光学壇と李朝の金阮堂—』（東京、国書刊行会、一九七五）。

(16) 『韓国古書綜合目録』頁一一六〇で、金魯敬編『燕行雜録』写本（自筆）十六冊、国立中央図書館蔵、とするが、内容を見れば、これが金魯敬編あるいは金魯敬撰であることはありえない。林基中『燕行録研究』頁四十五で、やはり金魯敬『燕行録』十六冊とするのも、かりにこの国立中央図書館蔵本であるとすれば、誤りである。ところが『燕行録全集』第七十九冊〜第八十三冊に徐有素『燕行録』十六冊というものを収録する。これを国立中央図書館蔵本の『燕行雜録』と対比すると、両者は同一の鈔本であることが判明する。同じ

書籍を違った二人の撰者によるものとしているのであり、しかも『全集』では金魯敬『燕行録』を未蒐集本三十七種の一つとして掲げているのであって、全く不可解というほかない。一方、崔康賢『韓国紀行文学研究』頁三五二で徐有素撰、十六冊とする。おそらくこれが正しいので、ここでは書状官の徐有素撰とする。

(17) 『韓国古書綜合目録』頁一〇四三。崔有賢『韓国紀行文学研究』頁三五二に、『北轅録』「写、一冊、姜長煥（一八〇六〜？）一八五五年十月十九日〜一八五六年三月五日」、とし、これは『燕行録全集』第七十七冊に収録される。しかし、燕行年次から見て朴永元が用いたものは、これではありえない。また林基中『燕行録研究』頁四十五で韓国所蔵未蒐集本燕行録の一つとして『北轅録』を記す。

(18) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』（京城、朝鮮総督府中枢院、一九四〇）頁五四五、第三十一、清韓関係の新段階 李鴻章と李裕元。宋炳基「李裕元・李鴻章の交遊と李鴻章の西洋各国との修交勧告」（『近代韓中関係史研究—十九世紀末の聯美論と朝清交渉—』ソウル、단대출판부、一九八五）。権錫奉「洋務官僚의 對朝鮮列國立約勸導策」（『清末對朝鮮政策史研究』ソウル、一潮閣、一九八六）。原田環「朝・中『兩截体制』成立前史」（『朝鮮の開国と近代化』広島、溪水社、一九九七）。

(19) 田保橋前掲書頁五五一によれば、「李裕元の書簡は全然国事に触れて居ない。けれども知府游智開の紹介状には、当然それに言及したのである。」と述べる。田保橋の慧眼には敬服せざるをえない。ただ、ここに見られるように、游智開はこの時、李鴻章と対面しつつ、書簡を手渡したのである。単なる紹介状ではなかった。しかも次の手紙に見えるとおり、李裕元と游智開が始めて会見した翌日、李裕元

の部下の金寅浩は二度にわたって永平府庁を訪れ、李裕元の意図するところを伝達していたのであった。とすれば、李鴻章と游智開との会見では、様々な朝鮮にかかわる情報とともに、李裕元が托さんとした李鴻章にあてた手紙の意図するところが詳細に伝えられたと考えるべきであろう。手紙の文面と実際に李鴻章へ伝えられたものは、全く別のものであった。これをもとに、十二月二十三日付の

総理衙門に対する李鴻章の指示が書かれ、これをもとに彼は十二月二十八日の森有礼との対談に臨んだ、と考えるべきである。

〔本稿は、平成十二年度～平成十四年度日本学術振興会科学研究費による「燕行録・使朝鮮録を通じて見た中朝相互認識の研究」の研究報告の一部である。〕